

急速に進む少子化や地域におけるつながりの希薄化など、近年の社会状況の変化は、家庭や地域での子育て力の低下という形となって影響が生じ始めています。子育ての不安が更なる少子化に拍車をかけ、社会の活力を著しく低下させてしまうことも懸念されています。そのため、少子化対策をより発展させ、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支える仕組みを構築することが必要となっています。

こうした状況を受け、国においては、社会保障と税の一体改革の中で、消費税を新たに 少子化対策の財源として活用することにより、子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年 4 月から開始し、家庭の経済状況や成育環境に左右されることなく、全ての子どもにとって最善の利益となるよう幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしております。

本市では、子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、平成 17 年度から 10 年間推進してきた次世代育成支援の取り組みの検証を行うとともに、ニーズ調査や東広島市子ども・子育て会議により、子育ての当事者である保護者の方々のご意見もお伺いしながら検討を重ね、この度、「東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、これまで取り組んできた東広島市次世代育成支援行動計画の基本理念「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり」を継承しながら、待機児童の解消、幼児教育・保育の一体的提供、地域の子育て支援などの取り組みをさらに推進していくとともに、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し子育てできる環境整備に努めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、東広島市子ども・子育て会議委員、関係機関の方々に心から厚くお礼を申し上げます。

今後も子どもが健やかに育ち、親子がともに未来に明るい展望が抱けるよう、子育て支援施策を推進してまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

東広島市長 藏田 義雄

目 次

新 '	草	計画の策定にあたって
1	計画	Ī策定の趣旨······1
2	本市	īの状況、国・県の動向······2
3	計画	『の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4	計画	□の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
5	策定	≧の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第2	章	次世代育成支援行動計画の評価
1	子育	「 で環境の総合的な評価······15
2	基本	5目標ごとの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
3	目標	雲事業量の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
-	<u>_</u>	
第3	章	計画の基本的な考え方
第3 1	.)	計画の基本的な考え方 『の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
	計画	
1	計画計画	
1 2	計画計画	『の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49 『の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
1 2 3	計画計画	Iの基本理念 49 Iの基本目標 51 Iの体系 53 基本施策と取り組み
1 2 3 第4	計画計画	Iの基本理念 49 Iの基本目標 51 Iの体系 53 基本施策と取り組み 55
1 2 3 第4 基本	計画計画計画	ゴの基本理念 49 ゴの基本目標 51 ゴの体系 53 基本施策と取り組み 55 雲1 子どもと子育て家庭への支援 55 雲2 地域の子育て支援力の強化 60

第5章 計画の推進方策

1	子ども・子育て支援法*に基づく「量の見込み」と確保方策75
(-	1)提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
(2	2) 幼児教育の「量の見込み」と確保方策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(3	3) 保育の「量の見込み」と確保方策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(4	4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策95
2	幼児教育・保育の一体的提供等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・105
3	「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み‥‥‥‥‥‥‥ 106
第6	章 計画の推進にあたって
1	計画の推進体制・・・・・・・・・・109
1 2	計画の推進体制・・・・・・・109 地域一体となった取り組みの推進・・・・・・・・・・109
•	
•	地域一体となった取り組みの推進・・・・・・・・・・・109
2	地域一体となった取り組みの推進・・・・・・・・・・・109
2	地域一体となった取り組みの推進・・・・・・・・・109 料
· 2 資 :	地域一体となった取り組みの推進・・・・・ 109 料 東広島市子ども・子育て会議条例・・・・・ 111
· 2 資 : 1 2	地域一体となった取り組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 資 1 2 3	地域一体となった取り組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 資 1 2 3 4	地域一体となった取り組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

^{*} 資料「6 用語解説」に掲載している用語については、本文中の該当箇所に「*」を付記しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行により、就労人口の減少、社会保障費の増加、地域活力の低下など、地域経済への深刻な影響が表れ始めています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、結婚や子どもを生み育てることに対する意識の変化など、子どもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

国において、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法*が制定され、次世代育成の取り組みが進められてきましたが、依然として、少子化の進行に歯止めはかからず、また、質の高い幼児期の学校教育・保育ニーズの高まりや、待機児童の増加、家庭や地域での子育て力の低下にともなう子育ての孤立感・負担感の増加など、子どもと子育てをめぐる課題は未だ山積しています。

こうした課題の解決に向けて、平成24年8月に子ども・子育て関連3法*が制定され、 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。新制度では、子どもの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、 社会全体で「子どもの最善の利益」が実現されることを目指しています。

本市においても、これまでの「東広島市次世代育成支援行動計画」の取り組みをさらに 強化し、その基本理念である「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり」を継承し、 次代を担う子どもの育ちと子育てを地域全体で支援していくことが求められています。

このような背景を踏まえ、新制度における施設型給付*・地域型保育給付*に基づく幼児期の教育・保育の提供、待機児童の解消、地域の子育て支援の一層の充実などの取り組みを総合的に推進するため、「東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



内閣府「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

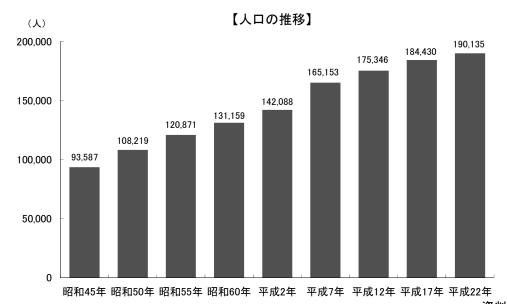
2 本市の状況、国・県の動向

(1) 本市の状況

ア 人口の推移

東広島市は、学術・研究機能の集積、産業団地、産業支援機関などの産業基盤の整備 などにより、都市として大きく成長し、人口も増加傾向にありましたが、近年その伸び がゆるやかになっています。

地区別の年少人口(O~14歳)は、西条地区では増加し、八本松地区では横ばいですが、その他の地区では減少しており、市中心部への人口集中と周辺地域における減少が進行しています。



資料:国勢調査

【地区別人口の推移】

(単位:人)

地	区	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
+4	総人口	177,517	177,912	178,653	178,802	182,853
市全体	年少人口	27,388	27,349	27,381	27,298	27,563
T 2 14 E	総人口	63,711	64,653	65,676	66,498	69,610
西条地区	年少人口	11,773	12,158	12,368	12,537	12,920
0 ±10 115 ==	総人口	27,048	27,134	27,356	27,386	28,089
八本松地区 	年少人口	4,465	4,420	4,456	4,463	4,503
+ 4044 57	総人口	7,516	7,414	7,297	7,222	7,303
志和地区	年少人口	748	730	712	706	702
호민사료	総人口	30,469	30,543	30,773	30,798	31,034
高屋地区	年少人口	4,766	4,620	4,585	4,509	4,483
田油ル豆	総人口	23,823	23,614	23,401	23,206	23,315
黒瀬地区 	年少人口	3,055	2,958	2,860	2,785	2,771
ちきゅう	総人口	2,796	2,763	2,725	2,687	2,655
福富地区	年少人口	318	318	321	311	275
曲光中区	総人口	4,063	3,994	3,882	3,782	3,730
豊栄地区	年少人口	346	324	324	295	279
:= + + -	総人口	6,557	6,503	6,418	6,364	6,340
河内地区	年少人口	664	640	612	587	586
中共海地区	総人口	11,534	11,294	11,125	10,859	10,777
安芸津地区 	年少人口	1,253	1,181	1,143	1,105	1,044

資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

注) 平成24年7月から外国人が住民基本台帳の適応対象となったため、平成25年の人口には外国人を含む。

広島県人口移動統計調査の結果によると、本市の転入者は県内で3番目に多く、人口に対する割合は、転入者が2番目に多い福山市よりも高くなっています。

【転入者数】

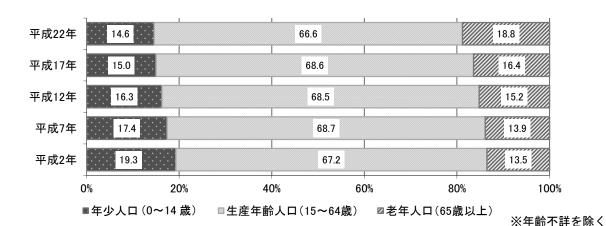
順位	市町村	人口 (人)	転入者 (人)	人口に対する割合
1	広島市	1, 181, 410	64, 788	5. 5%
2	福山市	462, 114	13, 334	2. 9%
3	東広島市	190, 255	8, 027	4. 2%
4	呉市	235, 073	7, 037	3.0%
5	尾道市	142, 360	4, 118	2. 9%

資料:広島県人口移動統計調査(平成24年)

年齢3区分別人口割合では、年少人口(O~14歳)の割合は、全国、広島県よりも高い値で推移していますが、低下傾向にあり、全国的な動向と同じく、本市においても少子化・高齢化が着実に進んでいます。

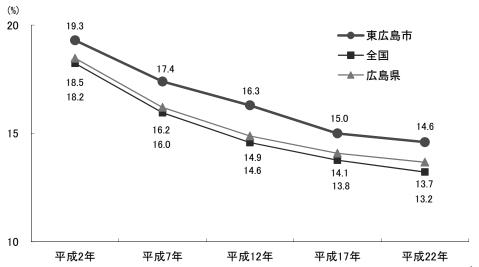
今後も、年少人口は減少傾向が続き、老年人口(65歳以上)は増加していくことが推測されます。

【年齢3区分別人口割合の推移】



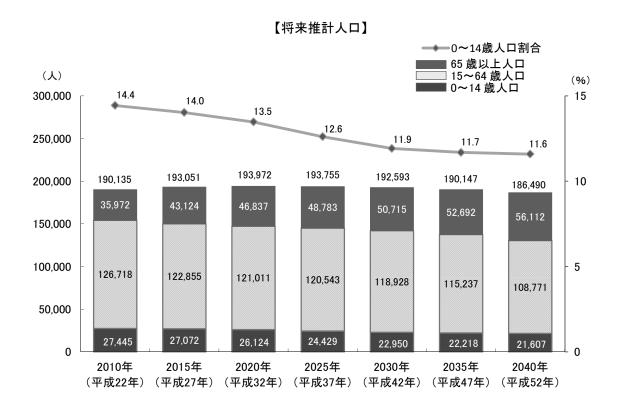
資料:国勢調査

【年少人口割合の推移】



※年齢不詳を除く

資料:国勢調査

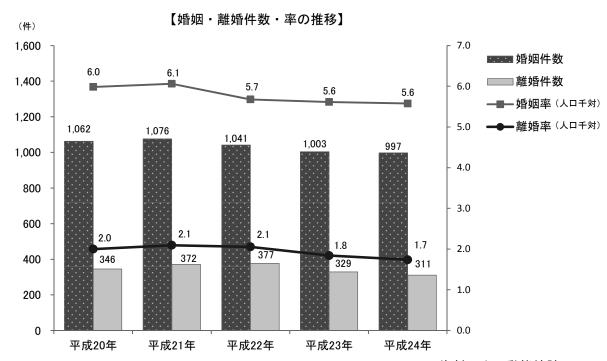


資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

イ 婚姻・出生等の推移

婚姻件数は、平成22年以降減少しています。

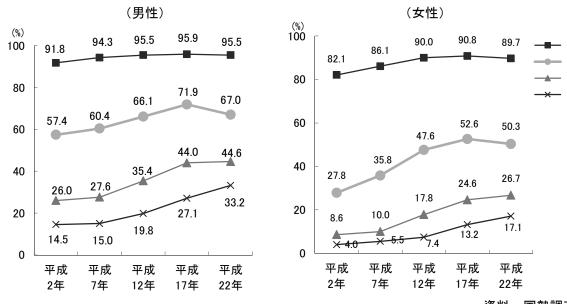
また、離婚件数は平成 22 年まで増加していましたが、平成 23 年以降減少しています。



資料:人口動態統計

国勢調査による婚姻の状況をみると、未婚率*は平成22年を平成17年と比較すると やや低下している年齢層がありますが、平成12年と比較すると、男女ともに20歳~ 24歳を除いたすべての年齢層で上昇しています。

【未婚率の推移】



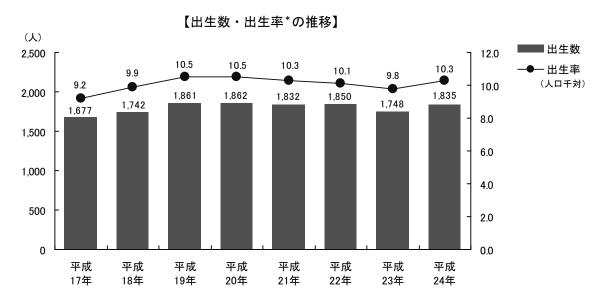
資料:国勢調査

25~29歳

30~34歳

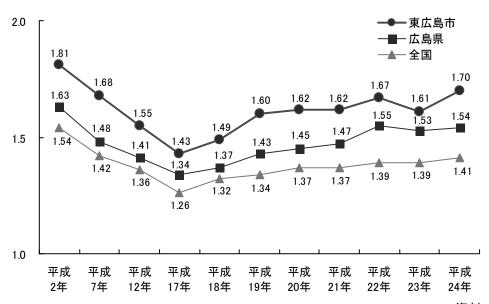
35~39歳

出生数は、平成23年での減少を除き、平成19年以降1,800人台で推移しています。 合計特殊出生率*は、全国、広島県よりも高く、平成23年での低下を除き、平成18年以降上昇しています。



資料:人口動態統計

【合計特殊出生率の推移】



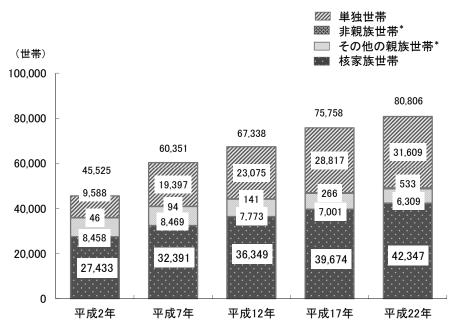
資料:東広島市

ウ 核家族世帯の推移

国勢調査の結果によると、一般世帯数は増加傾向にあり、家族類型別にみると、核家族世帯*、単独世帯*が大きく増加しています。

また、親族世帯*のうち、核家族世帯の占める割合が上昇傾向にあります。

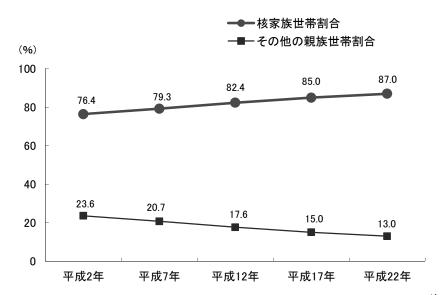
【家族類型別一般世帯数の推移】



注)総世帯数には、家族類型不詳を含む。

資料:国勢調査

【親族世帯に占める核家族世帯・その他の親族世帯の割合】



資料:国勢調査

(2) 国の動向

ア エンゼルプランと新エンゼルプラン

平成2年の「1.57 ショック」を契機として、出生率*の低下と子どもの数の減少を問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての検討を始めました。

平成6年に「今後の子育で支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が策定され、また、平成11年に「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画である「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が策定されました。

新エンゼルプランには、保育関係に加えて、雇用、母子保健、相談、教育等の事業の目標値が設定されました。

イ 次世代育成支援対策推進法*

家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会 全体で支援する観点から、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

同法は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するための行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしています。

法律の施行期日は、平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法でしたが、10 年間延長され、地方公共団体の行動計画の策定は任意化されました。

ウ 少子化社会対策基本法

平成 15 年に少子化社会対策基本法が制定され、平成 16 年に同法に基づき「少子化社会対策大綱」が策定され、少子化の流れを変えるための施策を、国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけ、集中的な取り組みが提示されました。

また、大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」が策定されました。

エ 新しい少子化対策

平成 17 年、我が国は人口動態の統計を取り始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数、合計特殊出生率*ともに過去最低を記録しました。

このような状況を受け、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成 18 年に「新しい少子化対策について」が閣議決定され、社会全体の意識改革とすべて の子育て家庭を支援するという視点を踏まえ、妊娠・出産から高校・大学生期に至る までの年齢進行ごとの具体的な子育て支援策が掲げられました。

平成 19 年に「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」が策定され、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス*)の実現」とともに、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが不可欠であるとされています。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、平成 19 年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

オ 新待機児童ゼロ作戦

保育所(園)等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実、強化 し、推進するため、平成20年に「新待機児童ゼロ作戦」が発表されました。

カ 少子化社会対策大綱(子ども・子育てビジョン)

平成 22 年に、「生命と育ちを大切にする」、「困っている声に応える」、「生活を支える」の3つの大切な姿勢を踏まえ「少子化社会対策大綱(子ども・子育てビジョン)」が策定され、子ども・子育て支援の具体的な施策が示されました。

キ 待機児童解消加速化プラン

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童解消のための取り組みをさらに加速化させるため、平成 25 年に「待機児童解消加速化プラン」が策定され、待機児童解消に取り組む地方自治体に対してその取り組みを全面的支援することが示され、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされています。

ク 子ども・子育て新制度

平成 24 年8月に、子ども・子育て関連3法*が成立、公布されました。この3法に基づく、子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月から本格施行されます。

新制度の主なポイントは、認定こども園、幼稚園、保育所(園)を通じた共通の給付である「施設型給付*」と小規模保育*、家庭的保育*等への給付である「地域型保育給付*」の創設、地域の子ども・子育て支援の充実の3点です。

【国の少子化対策の経緯】

〈1.57 ショック〉 ⇒ 少子化の傾向が注目を集める 平成2年 3 大臣 (大・厚・自) 合意 4 大臣(文・厚・労・建)合意 緊急保育対策等5か年事業 平成6年12月 エンゼルプラン (平成7年度~平成11年度) 少子化対策推進関係閣僚会議決定 平成 11 年 12 月 少子化対策推進基本方針 ■ 6大臣(大・文・厚・労・建・自)合意 平成 11 年 12 月 (平成 12 年度~平成 16 年度) 新エンゼルプラン 平成 13 年閣議決定 厚生労働省まとめ 平成 13 年 7 月 少子化対策プラスワン 仕事と子育ての両立支援等の方針 平成 14 年 9 月 (待機児童ゼロ作戦等) 平成 15年7月から段階施行 平成 15 年 9 月施行 次世代育成支援対策推進法 平成 15 年 7 月 少子化社会対策基本法 平成 15 年 9 月 平成 16 年 6 月閣議決定 平成 16 年 6 月 少子化社会対策大綱 平成 16 年 12 月少子化社会対策会議決定 子ども・子育て応援プラン 平成 16 年 12 月 (平成 17 年度~平成 21 年度) 平成 17 年 4 月 地方公共団体、企業等における 行動計画の策定・実施 平成 18 年 6 月少子化社会対策会議決定 平成 18 年 6 月 新しい少子化対策について 平成 19 年 12 月少子化社会対策会議決定 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 平成 19 年 12 月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 仕事と生活の調和推進のための行動指針 平成 20 年 2 月 「新待機児童ゼロ作戦」について 平成22年1月閣議決定 平成 22 年 1 月少子化社会対策会議決定 平成 22 年 1 月 子ども・子育て新システム検討会議 子ども・子育てビジョン 平成 22 年 6 月少子化社会対策会議決定 平成 22 年 6 月 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱 待機児童解消「先取り」プロジェクト 平成 22 年 11 月 平成 23 年 7 月少子化社会対策会議決定 子ども・子育て新システムに関する 平成 23 年 7 月 中間とりまとめについて 平成 24 年 3 月少子化社会対策会議決定 平成 24 年 3 月 子ども・子育て新システムの基本制度について 子ども・子育て新システム関連3法案を 国会に提出 平成24年8月成立 子ども・子育て支援法 平成 24 年 8 月 待機児童解消加速化プラン 平成 25 年 4 月 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 平成 25 年 6 月 推進に関する法律の一部を改正する法律 平成 25 年 6 月 少子化社会対策会議決定 少子化危機突破のための緊急対策 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正 する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 延長

(3)県の動向

広島県においては、次世代育成支援対策推進法*に基づき、平成 17年3月に前期計画として「未来に輝くこども夢プラン」が、また、平成 22年3月に後期計画として「みんなで育てる子ども夢プラン」が策定され、次世代育成支援のための施策が総合的かつ効果的に推進されてきました。

≪県の主な取り組み≫

◇広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度

一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業を、県が 登録する制度です。登録企業には、登録証を交付するとともに、取り組み内容を県の ホームページで紹介しています。

◇広島県男性育児休業*等促進宣言企業登録制度

男性労働者の育児休業等の取得促進に取り組むことを宣言した企業等を、県が登録する制度です(通称、「育メン休暇応援制度」)。登録企業等には、登録証を交付するとともに、取り組み内容を県ホームページ及び県広報媒体を活用して広く紹介しています。

◇わーくわくママサポートコーナー

仕事と子育ての両立に関する相談への対応、キャリアコンサルティング、適性診断 などにより就職活動のサポートを行っています。

◇子育てサポートステーション

子育て中の方が多く訪れるショッピングセンターに、保育士などが常駐し子育て相談や子どもの一時預かりを受ける「広島県子育てサポートステーション」を開設しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法*第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援 事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村 子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

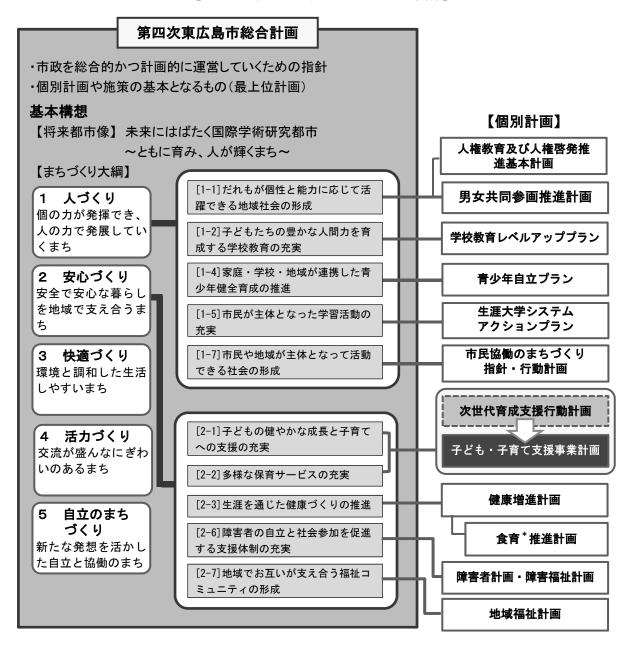
▶ 本計画は、次世代育成支援対策推進法*第8条第1項に基づく「東広島市次世代育成支援行動計画」を継承する計画です。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育での支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

▶ 本計画は、地域社会での協働のもと、母子保健、児童福祉、教育やその他子ども・子育て支援における環境整備などにかかわる施策を総合的に推進するものであり、「第四次東広島市総合計画」をはじめ、関連する個別計画と整合性を図ります。

【計画の位置づけ、他の個別計画との関係】



4 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、平成27年度から 平成31年度までの5年間を第1期として推進します。その後、5年に1回、計画の見直 しを行い、次期計画を策定するサイクルで進めていきます。

なお、期の途中であっても、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境、本市の状況等の 変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	
		第 1 期								
				見直し			第2期			
									見直し	第3期

5 策定の方法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声が十分に反映されることを目的として、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

また、「東広島市子ども・子育て会議」のメンバーからなる、「計画策定部会」、「保育部会」を開催し、計画案の策定のための具体的な検討を行いました。

(2)調査の実施

計画の策定にあたっては、市民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童の保護者及び小学校児童の保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

【調査の実施結果】	
-----------	--

	就学前児童	小学生		
調査方法	郵送調査			
調査時期	平成 25 年 12 月 13 日~平成 25 年 12 月 25 日			
対象	就学前の児童がいる世帯	小学1~3年生までの 児童がいる世帯		
対象者数	3,500	1,500		
回収数(率)	1,824 (52.1%)	776 (51.7%)		

第2章 次世代育成支援行動計画の評価

第2章

次世代育成支援行動計画の評価

1 子育て環境の総合的な評価

本市においては、東広島市次世代育成支援行動計画(後期計画)に基づき、子育て家庭のニーズに対応した多様な保育サービスや育児不安を解消するための相談、産科・周産期医療*の充実、ライフステージに応じた子育て支援、子どもの成長への支援、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の整備を推進してきました。

アンケート調査結果において、「東広島市が子育てがしやすいまち」と評価する割合は就 学前児童で7割を超え、小学生で7割弱と、評価しない割合を大きく上回っており、就学 前児童では前回調査結果と比較して約 10 ポイント上昇しています。

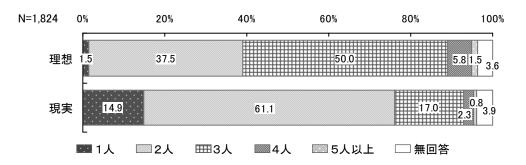
その一方で、理想の子どもの人数が3人以上の割合(57.3%)に比べ、現実の割合(20.1%)が少なくなっています。また、合計特殊出生率*はやや上昇していますが、人口を維持するために必要とされる値(2.08)には及んでいません。

今後も、本市の子育て家庭や子どもの成長を見守り、支えるすべての市民がこれまで以上に「東広島市は子育てがしやすいまち」と思えるよう、子ども・子育て支援への取り組みの充実を図る必要があります。

【東広島市の子育てのしやすさに関する評価】

評価指標(計画全体)	H20 値	H25 値	
東広島市が子育てがしやすいまちと感じる保護者の割合	就学前児童	64.8%	73.3%
宋広島川が子育でかしたりいまらと恋しる休護者の割占	小学校児童	65.3%	68.2%
フカイナボーハー成ドフル荘ネの刺入	就学前児童	89.5%	87.9%
子育では楽しいと感じる保護者の割合	小学校児童	87.8%	86.7%

【理想と現実の子どもの人数 (就学前児童)】



2 基本目標ごとの評価

(1) 妊娠・出産期における保護者と子どもへの支援の充実【妊娠・出産期】

ア 母と子の健康の確保

【後期計画の取り組み】

- 「パパママ学級」、「マタニティ講座」、「母親学級」を開催し、母親や父親へ妊娠、 出産、育児等の情報を提供することにより、育児に関する不安の解消や夫婦が協力して育児に取り組むための支援を図ってきました。母親学級の参加者について、 「母親学級のつどい」を実施し、参加したメンバーが出産後に集まり情報交換を 行ったり、育児相談を行ったりすることにより、仲間づくりにもつながり、母親 の孤立化を防ぐことにつなげています。
- 妊産婦・新生児への家庭訪問では、平成 21 年度から「乳児家庭全戸訪問事業」 として生後 4 か月までの新生児がいるすべての家庭を訪問するよう事業を拡充し、 疾病の早期発見と育児不安に対するきめ細やかな支援を図ってきており、訪問率 は 96%から 99%と高い率を維持しています。
- 平成 24 年 3 月、独立行政法人国立病院機構東広島医療センターにおいて、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療に対応する地域周産期母子医療センターが開設されました。

【妊娠・出産期の支援の実施状況】

区	分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
パパママ学級	受講組数	338	319	344	275
母親学級	実人員数	232	233	205	168
乳児家庭全戸訪問	訪問者数	1, 763	1, 792	1, 851	1, 743
事業	(訪問率)	(96. 2%)	(98. 9%)	(99. 3%)	(97. 3%)

資料:東広島市こども家庭課

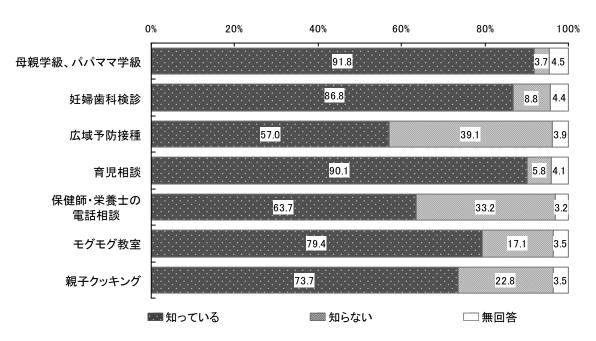
【取り組みの評価・課題】

アンケート調査結果によると、妊娠・出産期、乳幼児期の母親と子どもへの支援について、「母親学級、パパママ学級」、「妊婦歯科検診」、「育児相談」の認知度は9割前後と高くなっており、「母親学級、パパママ学級」、「育児相談」、「モグモグ教室」を利用したことがある家庭の割合は、前回調査と比較して上昇しています。しかし、「広域予防接種」、「保健師・栄養士の電話相談」については「知らない」割合が3割を超えています。

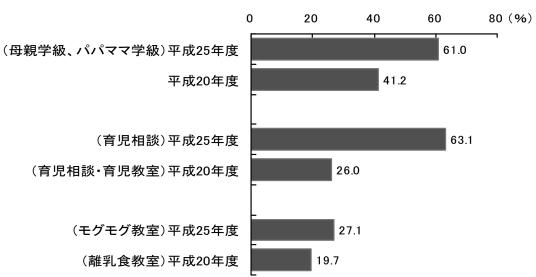
近年、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化などの影響により、妊娠・出産期に不安を感じる母親は多く、育児不安の解消を図るための支援へのニーズは高まっています。母親と子どもへの健康支援や相談などの取り組みを必要とする家庭に対して事業の周知を図る必要があります。

「乳児家庭全戸訪問事業」については、子育てに不安を感じる新生児の時期に必要な情報の提供や相談に対応するとともに、支援の必要な子育て家庭を把握するため、 重要な役割を担っています。

【子育て支援サービスの認知度 (就学前児童)】



【子育て支援サービスを利用したことがある家庭(就学前児童)】



イ 就労支援

【後期計画の取り組み】

- 就職、再就職、職場の悩みなどの相談にカウンセラーが対応する「働く女性の相談室」を開催するとともに、女性を対象とした就職支援セミナーを開催し、職業能力の向上を図るなど、出産や子育て期の保護者の就労支援を推進してきました。
- 育児などを理由に退職することなく、仕事と生活を両立できる環境を整備するため、個人の働き方の見直しとともに、企業の両立支援へ向けての意識啓発を図るための「男女共同参画」や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)」などに関するセミナー及び講演会を開催してきました。

【男女共同参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等に関する事業の実施状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
女性対象就職セミナー	参加者数	9	4	23	6
男女共同参画の まちづくり講演会	参加者数	667	644	1, 266	921
企業向けセミナー、講演会	参加者数	100	73	52	73

資料:東広島市人権推進課、産業振興課

【取り組みの評価・課題】

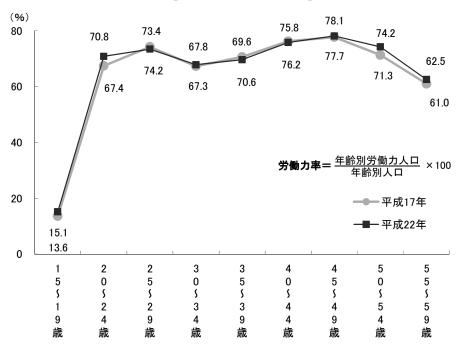
国勢調査における女性の労働力率*はM字型曲線を示しており、結婚や出産を機に退職した女性が、子育てが一段落してから再び就労する状況が表れています。

アンケート調査結果によると、母親の育児休業*等の取得状況について、「取得した (取得中である)」割合は 25.9%となっており、母親の育児休業等を取得していない 理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」割合が4割を超えています。

また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「職場に育児休業の制度がなかった」という回答も依然として多く、就労を希望する女性が継続して働けるよう、育児休業制度の周知や取得の推進など、事業主側の子育て支援への積極的な取り組みへの働きかけを継続して進める必要があります。

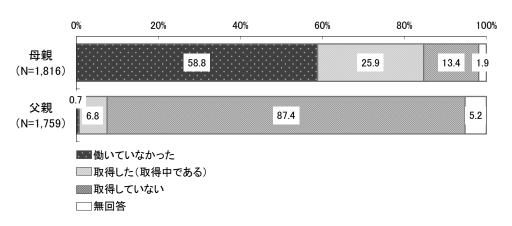
また、職業能力の向上や就業相談、情報提供の充実など、働く意欲のある女性が就労の場で活躍できるよう、再就職を支援することが重要です。

【女性の年齢別労働力率*】

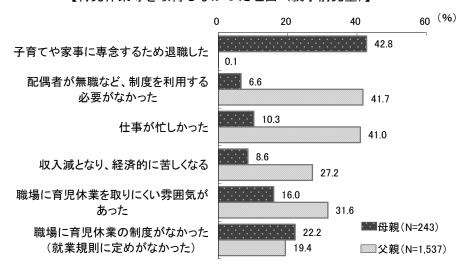


資料:国勢調査

【育児休業*等の取得状況 (就学前児童)】



【育児休業等を取得しなかった理由 (就学前児童)】



(2) 乳幼児期を安心して健やかに過ごすための子育て支援施策の充実【乳幼児期】

ア 子どもの健やかな成長の支援

【後期計画の取り組み】

- 乳幼児期の子どもの健康づくりへの支援を推進するための「乳幼児健康診査」の 内容の充実や未受診者への連絡・家庭訪問の実施により、各年齢児での健康診査 は9割以上の高い受診率になっています。
- 健診後に支援が必要な場合は、それぞれの状況に応じて、「健診事後教室」での経 過観察を実施していますが、1歳6か月児のクラスで待機者が多くなっています。
- 平成 19 年度より実施している養育支援が必要な家庭に家事・育児の援助を行う 「子育てヘルパー派遣」の利用者数と派遣回数は増加しています。
- 母親が早い時期から子どもの食事の大切さを理解できるよう「離乳食教室(モグモグ教室)」の充実を図るとともに、「母子栄養相談事業(親子クッキング教室)」を実施し、子どもの健やかな成長を支援してきました。
- 小児救急医療体制では、東広島地区医師会等の協力を得て、在宅当番医制を実施 するとともに市広報紙等による情報提供の充実を図ってきました。

【乳幼児健康診査の受診率】

区	分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
3~4 か月児	受診率	96. 7	97. 3	96. 8	96. 3
1歳6か月児	受診率	95. 2	95. 7	95. 1	93. 9
3 歳 児	受診率	92. 9	93. 4	93. 3	94. 4

資料:東広島市こども家庭課

【子どもの健康づくりに関する事業の実施状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
健診事後教室 (パォパォくらぶ 他)	延参加者数	541	482	377	494
子育てヘルパー派遣	派遣回数	146	179	196	235
離乳食教室 (モグモグ教室)	参加組数	167	173	194	194
母子栄養相談事業 (親子クッキング教室)	参加組数	125	97	88	82

資料:東広島市こども家庭課

【在宅当番医制の実施状況】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延患者数	5, 690	5, 969	6, 415	6, 835

資料:東広島市健康増進課

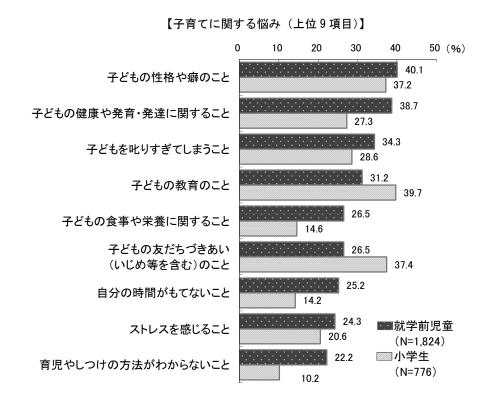
【取り組みの評価・課題】

アンケート調査結果によると、子育てに関する悩みとして「子どもの健康や発育・ 発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」は上位となっていることか ら、今後も、健康診査において子どもの発育・発達の確認を行うとともに、疾病や障 害の早期発見・早期治療、正しい食習慣・生活習慣の指導を行うなど、子どもと親の 心身の健康づくりを支援することが必要です。

また、健診により経過観察の必要な子どもが増加していることから、健診事後教室 など、支援の必要な子どもへの対応の充実を図る必要があります。

さらに、出産後間もない時期の乳児の母親が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ、若年妊娠などの問題により、子育てに対して不安や孤立感などを抱えるなどを理由に、「子育てヘルパー派遣」を利用する世帯が増えていることから、事業終了後に切れ目なく、子育て支援サービスへつなげる必要があります。

このほか、子どもが病気やけがで、特に救急の場合には安心して医療が受けられるよう、小児救急医療体制の整備、充実を図るとともに、症状が軽い場合は在宅当番医を受診するなど適正受診についての周知を図ることも必要です。



イ 保育サービスの充実

【後期計画の取り組み】

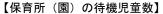
- 「保育所適正配置基本構想」に基づき、私立保育所(園)の誘致や既存施設の増築、私立幼稚園に対する認定こども園への移行の働きかけなどにより、計画目標事業量を大きく上回る通常保育の定員の拡充を図ってきましたが、待機児童は解消されていない状況です。
- 延長保育においても、実施施設数、定員数ともに計画目標事業量を上回る拡充を 図ってきましたが、需要に対応できていない状況です。
- 休日保育については、1 か所で実施を開始し、計画目標事業量を達成していますが、実施園の入所園児を対象としているため、市内全域からの受け入れに対する課題があります。
- 病後・病後児保育については、計画目標事業量を達成していますが、施設数が限られており、風邪などが流行する時期のニーズに対応できていない状況があります。
- 一時保育については、実施施設数、日数ともに計画目標事業量を達成していますが、高まるニーズに対応できていない状況です。
- 保育の質を高めるために、基幹型子育て支援センター*が主催する各種研修会へ多数の保育士が参加し、専門職としての資質向上に取り組んでいます。

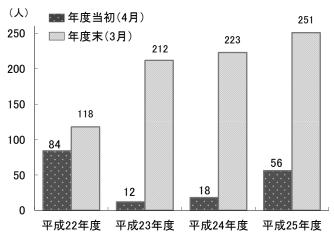
【保育サービスの実施状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	か所数	14	14	14	14
認可保育所(園)	か所数	44	45	45	46
延長保育	か所数	20	22	22	27
一時保育	か所数	20	19	19	20
特定保育	か所数	3	4	2	1
病児・病後児保育	定員数	4	4	6	6

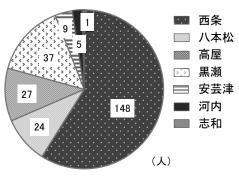
※分園は含まない。

資料:東広島市保育課、教育委員会学事課





【地域別待機児童数】



H26.3.1 現在

【取り組みの評価・課題】

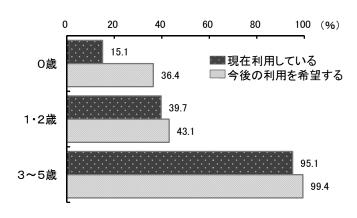
核家族化の進行や、就業する女性の増加などの社会状況の変化に伴い、保育サービスに対するニーズはさらに増大し、多様化しています。

アンケート調査結果によると、O歳児の利用希望の割合は、現在利用している割合を大きく上回っており、延長保育、幼稚園での預かり保育、病児・病後児保育、一時的な保育の希望など多様な保育形態へのニーズが高くなっています。

本市においては、地域バランスと利用状況を考慮しながら、保育所(園)の整備や 一時保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの充実を行ってきました。

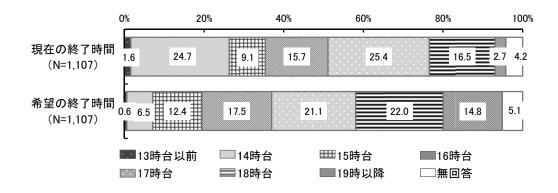
しかし、保護者の就労形態や勤務時間の多様化により、高まる需要に対応できていない現状があります。今後も引き続き、子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育サービスの拡充を図る必要があります。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、子ども 一人ひとりの育ちを大切にした保育の質の向上や教育内容の充実を図るとともに、幼 児教育と小学校教育を円滑に接続するため、保育所(園)・幼稚園と小学校の連携を促 進する必要があります。



【幼児教育・保育事業の利用状況と利用希望】

【教育・保育事業の希望利用終了時間】

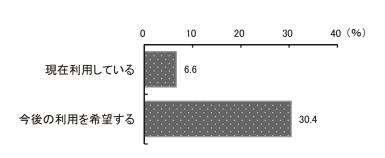


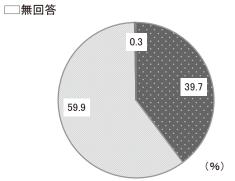
【幼稚園の預かり保育の利用状況と希望】

【病児・病後児保育施設の利用希望】

■■できれば病児・病後児保育施設等を利用したい

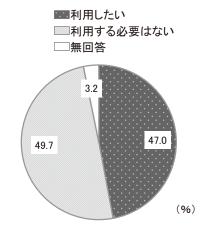
■利用したいと思わない

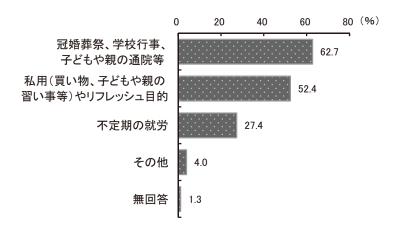




【一時的な保育サービスの利用希望】

【一時的な保育サービスの利用を希望する理由】







ウ 地域における子育て支援サービスの充実

【後期計画の取り組み】

- 地域子育で支援センター*を14か所、児童館*及び児童館的機能施設を3か所設置し、親が子育でを学ぶ機会などの提供をはじめ、子育でへの不安に対する相談を行うなど身近な地域で子育で家庭への支援を行ってきました。
- 地域における子育て支援の中核施設である「基幹型子育て支援センター」においては、地域子育て支援センターなどの相談機関相互の連絡調整や子育て情報の一元的な提供、保育士の資質向上を目的とした各種研修事業の実施などに取り組んできました。
- 母親と子どもの交流と子育てに関する学習の機会を提供して育児不安を軽減する ため、「育児相談」、「育児教室」を開催してきました。育児相談の参加者数は増加 しています。
- 地域での子育て相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」は、徐々 に市民に浸透し、会員数は増加しています。
- 「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を活用した参加型講座の開催や、生涯 学習まちづくり出前講座や生涯学習センターなどで実施する社会教育講座におい て、親が子育てを学ぶ機会を提供してきました。

【地域における子育て支援サービスの実施状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域子育て支援センター	利用人数	51, 459	45, 552	59, 167	60, 421
ファミリー・サポート・	登録会員数	437	538	645	732
センター	年間利用件数	1, 943	1, 791	2, 844	2, 638
キッズプラザ ひがしひろしまブランコ	利用児童数	6, 528	7, 365	8, 821	9, 619
育児相談	参加者数	3, 190	3, 784	4, 370	5, 722
育児教室	参加者数	1, 633	1, 107	1, 053	1, 453
子育て講座	参加組数	91	104	119	114

資料:東広島市こども家庭課、保育課、教育委員会青少年育成課

【取り組みの評価・課題】

核家族化や地域の人間関係の希薄化などの社会状況の変化に伴い、子どもの世話を する経験や身近な人から育児についての助言を得る機会が少なくなっており、育児に 負担や不安を感じる保護者が増加しています。

地域子育て支援センターや育児相談など、地域における子育て支援サービスの利用は増加傾向にあります。

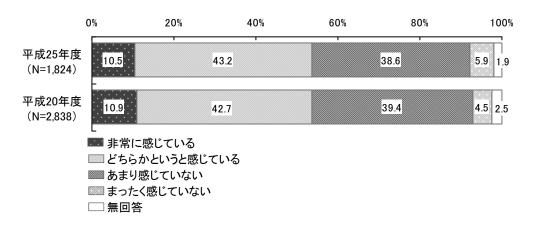
自分自身の子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると「感じている」割合は就学前児童で53.7%となっており、前回調査と比較して大きな変化はありません。

一方、地域や社会の支えを感じている家庭では、子育てに関して不安や負担を感じる割合が低くなっており、それらを軽減するためには、地域の支援が重要であることが表れています。

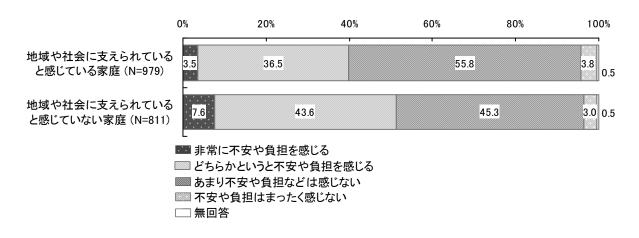
そのため、今後も地域において子育て家庭を支えるサービスや相談体制の充実を図るとともに、仲間づくりの場の充実や支援者などのネットワークの強化を図る必要があります。

評価指標 計画全体	H20 値	H25 値	
子育てに関して不安や負担を感じることがある保護者の 割合	就学前児童	42.1%	44.3%
子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じ る保護者の割合	就学前児童	53.6%	53.7%

【子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じるか(就学前児童)】



【子育てに関する不安・負担感/地域や社会の支えの感じ方別(就学前児童)】



(3) 子どもの教育環境の整備と子ども自身の育ちへの支援【小学生期】

ア 子どもの健やかな成長の支援と教育環境の整備

【後期計画の取り組み】

- 本市においては、市独自の教育改革を推進するため「第三次学校教育レベルアッププラン」に基づき、「『夢と志』をもち、国際社会をたくましく生きる子ども」を理想像として、特色ある学校教育を充実させるとともに、家庭・地域に開かれた学校づくりを推進してきました。平成26年3月には、「第四次学校教育レベルアッププラン」を策定し、学校教育環境のさらなる充実を図るための取り組みを進めています。そのような取り組みの中、本市の児童生徒の学力・体力ともに、国や県の平均を大きく上回っています。
- 各学校においては、専門的な知識や技能をもつ地域の人材を「マイタウンティーチャー」として招聘し、特色ある学校づくりや児童生徒の教育活動の充実、教職員の指導力向上につながっています。

【小学校の状況】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校数	37	35	35	35
児童数	10, 871	10, 864	10, 734	10, 762

資料:東広島市教育委員会学事課

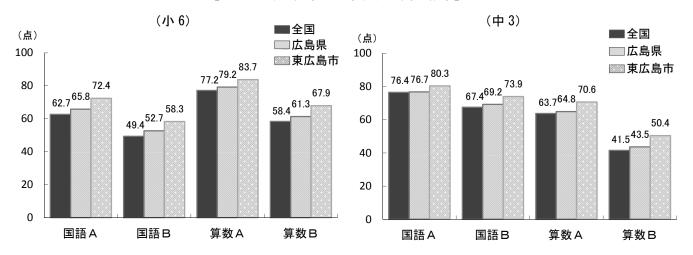
【マイタウンティーチャー派遣の実施状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
マイタウンティーチャー	延派遣人数	1, 668	1, 995	1, 352	1, 502

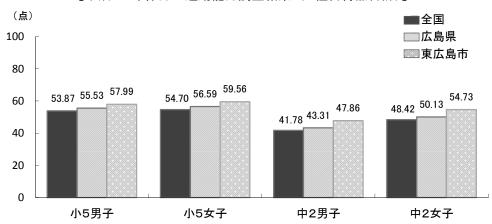
資料:東広島市教育委員会指導課、青少年育成課



【平成 25 年全国学力·学習状況調査結果】



【平成25年体力・運動能力調査結果(8種目得点合計)】



資料:東広島市教育委員会指導課

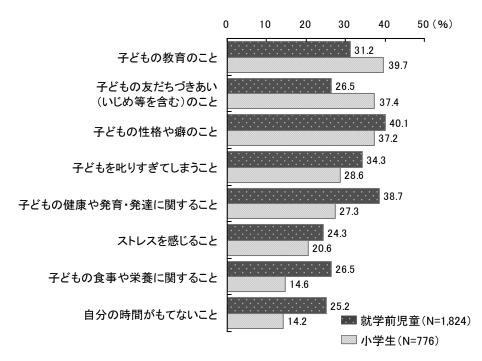
【取り組みの評価・課題】

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人やモノ、情報が様々な文化、価値観のもとで国境を越えて流動するなど、激しく変化しています。

このような変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人ひとりが確実に身に付けるために、学校と家庭、地域が連携しながら教育環境の充実を図る必要があります。

また、アンケート調査結果によると、小学校児童を持つ保護者の子育てに関する悩みとして、「子どもの教育のこと」、「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)のこと」が上位となっており、教育やいじめなどに関する相談体制の充実が求められています。

【子育てに関する悩み】



イ 地域における子どもの健全育成

【後期計画の取り組み】

- 本市においては、市内全域の子どもを対象に、様々な体験活動を充実させ、豊かな心を育むため、「ふれあい土曜日講座」を、年間を通して開催してきましたが、参加希望ニーズは高く、参加者へ教育相談など教育に関する情報提供も図られています。
- 「来てみていろいろ体験講座」では、生涯学習センターや地域センターなどにおいて、文化体験講座や自然体験講座、生活体験講座などを開催してきました。
- 「放課後児童クラブ*」においては、高まるニーズに対応して拡充を図ってきましたが、地域によっては施設の定員に余裕のないクラブが発生しています。
- 地域や学生ボランティアの協力を得て、スポーツ、文化体験活動、交流活動など を行う「放課後子供教室*」を実施してきました。

【地域での体験活動・居場所づくりの実施状況】

区	分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ふれあい土曜日講座	実施回数	12	12	12	11
ふれめい工権口調座	参加者数	234	198	200	189
放課後児童クラブ*	実施か所数	42	43	44	45
	児童数	1, 471	1, 527	1, 502	1, 546
放課後子供教室*	実施か所数	25	30	30	30
	利用児童数 (黒瀬児童館)	10, 474	11, 122	12, 746	8, 763
 児童館 [*] 及び児童館的 機能施設	利用児童数 (安芸津児童館)	4, 970	5, 180	5, 669	5, 820
機能施設	利用児童数 (キッズプラザひがし ひろしまブランコ)	6, 528	7, 365	8, 821	9, 619

資料:東広島市保育課、教育委員会青少年育成課、生涯学習課

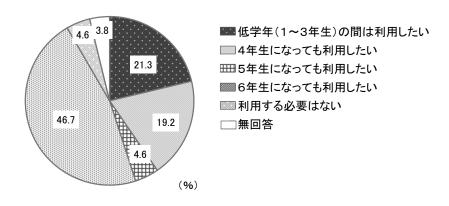
【取り組みの評価・課題】

アンケート調査結果によると、放課後児童クラブの利用ニーズは小学 1~3 年生で 2割を超え、高学年での利用ニーズも高くなっており、放課後児童クラブのニーズが ある家庭のうち 18 時以降の利用ニーズも6割を超えています。

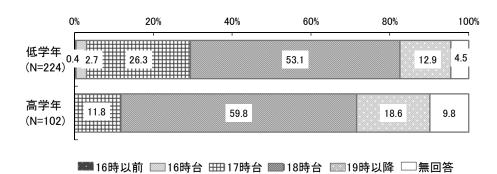
高まるニーズや保護者の就労形態の多様化、地域による課題に対応し、今後も放課 後児童クラブの拡充を図る必要があります。

今後も、放課後子供教室やその他の地域での活動など、様々な取り組みと連携を図り、子どもが放課後や週末等に地域社会の中で安全で安心して、様々なことを体験し、学び、健やかに成長することができる環境づくりが求められています。

【放課後児童クラブの利用意向】

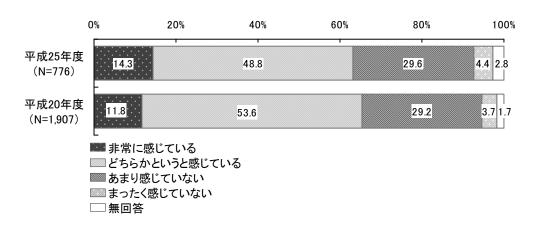


【放課後児童クラブ*の利用希望時間】

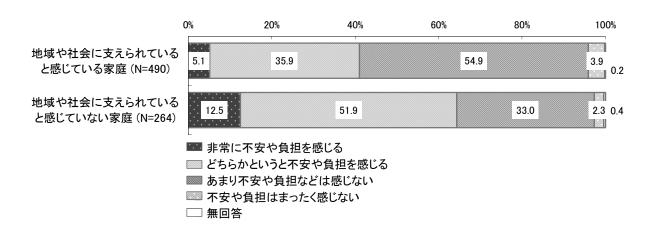


評価指標 計画全体	H20 値	H25 値	
子育でに関して不安や負担を感じることがある保護者の 割合	小学生	47.3%	47.8%
子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じ る保護者の割合	小学生	65.4%	63.1%

【子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じるか (小学生)】



【子育てに関する不安・負担感/地域や社会の支えの感じ方別 (小学生)】



(4) 子どもの自立支援と次代の親の育成【中・高校生期】

ア 次代の親の育成

【後期計画の取り組み】

- 中学生が働くことの意義や社会人としての生き方を学ぶ「キャリア・スタート・ウィーク(5日間の職場体験学習)」を全中学校で実施するとともに、子育て体験学習を実施してきました。
- 高校生などを対象とし、将来、職業人として自立していくために必要な意識の醸成を図ってきました。
- 高校生以上を対象に保育活動・福祉活動などを行う「青少年チャレンジボランティア」や、中学生以上を対象に児童青少年センターを拠点として様々な自主的・主体的な活動を行う「ゆーすふる・チャレンジャー会議」など、次代の地域を担う子どもが自立した個人として社会の一員となる機会の充実を図ってきました。
- 保育所(園)との連携のもと、中学生・高校生が子育てを体験する学習を実施してきました。

【中学校・高等学校の状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
т жн	学校数	16	17	17	17
中学校	生徒数	5, 993	5, 997	5, 980	5, 895
高等学校	学校数	9	9	10	10
	生徒数	4, 678	4, 510	4, 489	4, 338

資料:広島県学校基本調査

【職場体験・ボランティア活動の実施状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
キャリア・スタート・ ウィーク(中学校)	実施学校数	13	14	14	14
青少年チャレンジ ボランティア	参加者数	49	59	40	28
ゆーすふる・チャレンジャー	委嘱人数	31	31	26	26

資料:東広島市教育委員会指導課、青少年育成課

【取り組みの評価・課題】

中学生期、高校生期の子どもが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

自立していくために必要な意欲・態度、能力を身に付けるよう、今後も、職場体験活動や外部の人材の活用など、地域・社会と連携・協働したキャリア教育*を推進することが重要です。また、一世帯当たりの子どもの数の減少や、地域の人間関係の希薄化などの社会状況を背景として、次代の親となる中学生期、高校生期の子どもが、乳幼児とふれあう機会が減少しています。

学校の授業だけでなく、地域の様々な場において、乳幼児とふれあう機会をもつことができるよう、地域の子育て事業と連携した取り組みを検討する必要があります。

イ こころと体の健康づくり

【後期計画の取り組み】

- 健康についての正しい知識を深めるため、全中学校で保健体育や学級活動の時間 に発達段階に合わせた指導を実施してきました。
- いじめや不登校等の悩みを持つ子どもと保護者に対して「心の教育ホームサポーター事業」、「適応指導教室(西条・黒瀬・豊栄フレンドスペース)」、「不登校サポートセンター」によるサポート体制、全中学校への心のサポーターの派遣など生徒の心の健やかな成長の支援を行ってきました。
- 問題行動に対し、家庭、学校、地域を軸に関係機関が連携して学校支援チーム会議を設置し、青少年の問題行動の防止・健全育成を図る「問題行動に対する地域連携推進事業」を実施することにより、地域ぐるみで児童生徒を見守り、育成する体制づくりにつながりました。

【学校生活相談(中学生)の実施状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
メンタルアドバイザー	配置校数	13	14	14	14
適応指導教室	か所数	3	3	3	3

資料:東広島市教育委員会青少年育成課

【不登校の状況】

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
不登校児童生徒数(小・中学生)	176	158	137	122

資料:東広島市教育委員会青少年育成課

【取り組みの評価・課題】

変化の激しい社会状況の中で、思春期にある子どもたちの抱える不安も変化し、子どもの問題行動は、複雑化・多様化しています。

複雑化・多様化する子どもの問題行動、不登校などに対して、対応できる学校の体制を整備するとともに、地域や関係機関との連携・協力を強化する必要があります。

また、様々な場において気軽に相談できる仕組みづくりを進め、問題の早期発見、 早期解決を図ることが必要です。

(5) 若い世代の自立支援と地域活動への参加の促進【大学生・若年期】

ア 若い世代のための自立支援

【後期計画の取り組み】

● 若年者を対象とした就職ガイダンス等の開催や職業能力向上のための支援により 雇用対策を推進するとともに、男女共同参画のまちづくりに関する講演会や仕事 と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)のセミナー等の開催を通じて、男女 ともに自らの生き方を選択するための意識啓発を図るなど、若い世代の自立支援 施策を推進してきました。

【雇用対策に関する事業の実施状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就職ガイダンス (若年者対象)	参加者数	245	303	284	206

資料:東広島市産業振興課

【取り組みの評価・課題】

グローバリズムや情報化の進展、雇用環境の大きな変化、家庭や地域における養育力の低下などの社会の状況を背景として、未来を担う「将来の大人」である子ども、若者が自立できない状況や、貧困、児童虐待*などが社会問題としてあがってきました。国においては、平成22年に7月に子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として、「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

若者が社会的に自立できない状況は、未婚化や晩婚化の進展の一因となっています。 結婚して家庭を築き、子どもを生み育てるためには、雇用・収入の安定化は非常に 重要であることから、これから親になる若い世代が社会の中で経済的に自立できるよ う、就労や雇用に関する支援を推進することが重要です。

イ 地域活動への参加の促進

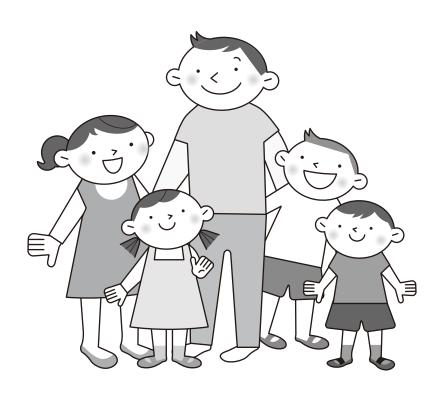
【後期計画の取り組み】

● 保育所(園)や小学校等への若い世代の活動の受け入れ体制の整備や、子どもの参加する体験講座での大学生のボランティア活動の推進など、本市における子育て支援施策において、若い世代の参加の促進を図ってきました。

【取り組みの評価・課題】

本市には4つの大学があり、若い世代(18~24歳)の人口の割合が県内の他の地域と比較して高いという特徴があります。その特徴を活かし、大学生や若い世代の人が地域の担い手として、子育て支援をはじめとする様々な地域活動に積極的に参加することができるよう、活動の充実とともに、参加しやすい環境づくりや活動内容の周知を図ることが重要です。

また、地域のボランティア活動の情報が十分に集約されていないことから、情報を 収集するとともに、若い世代の参画を図る具体的な仕組みづくりを進め、地域の子育 て支援における活躍につなげる必要があります。



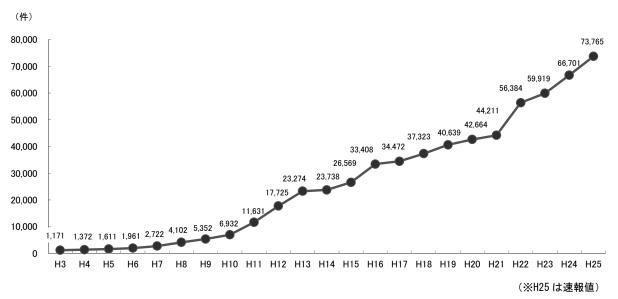
(6) 子どもと子育て家庭を取り巻く環境の整備【環境整備】

ア 児童虐待*の防止

【後期計画の取り組み】

- 家庭環境の変化や児童虐待の報道などによる社会的な関心により、全国の児童虐待の相談対応件数が増加する中、本市の通告受理件数は横ばい傾向にあり、依然として楽観視できない状況です。
- 要保護児童*対策地域協議会の会議の定期的な開催によるネットワークを強化し、 児童虐待の対応を図ってきました。
- 児童虐待防止推進月間の啓発活動、児童虐待防止講座の開催などにより、児童虐待防止に向けた取り組みを実施してきました。

【児童虐待相談の対応件数(全国)】



【児童虐待の状況(東広島市)】

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童数	176	152	165	141
通告受理件数	76	72	74	66

資料:厚生労働省、東広島市こども家庭課

【取り組みの評価・課題】

児童虐待*は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為です。全国の児童相談所*における児童虐待相談対応件数は増加し続け、平成25年度は73,765件(速報値)であり、高い水準で推移しています。

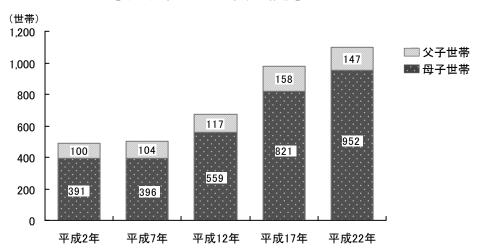
乳児家庭全戸訪問事業や育児相談、子育て支援センター*の地域の相談機能など、本市が取り組む様々な事業の連携を図り、養育支援が必要な家庭を早期に発見し、地域の子育て支援を活用し、虐待の予防につなげる必要があります。

また、児童虐待の背景は多岐にわたり、その対応も多様であることから、発生の予防から早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要であるため、関係機関の連携、情報の収集及び共有を図るため、要保護児童*対策地域協議会のネットワーク機能をさらに強化することが必要です。

イ ひとり親家庭の自立支援の充実

【後期計画の取り組み】

- 母子・父子自立支援プログラム策定員による個別の就労支援を行うとともに、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金や母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給などの取り組みにより、ひとり親世帯の保護者の就労支援を行ってきました。
- 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費公費負担、母子及び寡婦福祉資金の貸付な ど、ひとり親世帯の経済的支援を行ってきました。



【母子世帯・父子世帯数の推移】

資料:国勢調査

【ひとり親家庭の自立支援に関する事業の実施状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子・父子自立支援プログラム	策定件数	60	57	52	43
児童扶養手当	受給者数	1, 174	1, 209	1, 228	1, 236
ひとり親家庭等医療費公費負担	受給者数	2, 119	2, 195	2, 150	2, 108

資料:東広島市こども家庭課

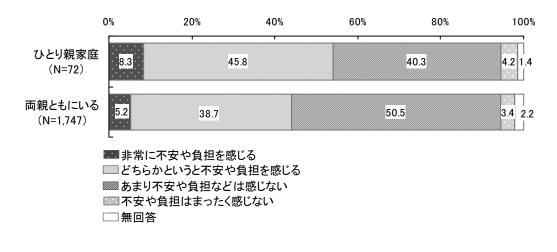
【取り組みの評価・課題】

近年、離婚率の上昇などにより、母子家庭を中心にひとり親家庭が増加しています。 ひとり親家庭では、その多くが子育てと生計の担い手という二つの役割を担っており、子どもの養育や収入など様々な困難を抱え、生活環境が厳しい状況が少なくありません。

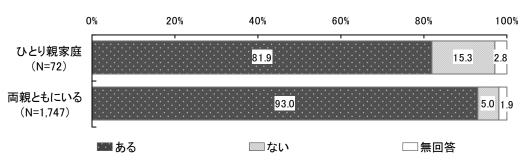
アンケート調査結果によると、ひとり親家庭は、「子育てに関して不安や負担を感じている」割合や、相談相手・場所が「ない」割合が高くなっています。

母子家庭、父子家庭の自立を促進し、子どもの健やかな成長を支援するため、就労支援、多様な就労形態、緊急時に対応できる保育サービスの充実を図るとともに、それぞれの家庭の状況に応じた日常生活を支援するための相談やサービス提供の充実を図る必要があります。

【子育てに関する不安・負担感/両親の状況別(就学前児童)】



【相談相手・場所の有無/両親の状況別(就学前児童)】



ウ 障害のある子どもへの支援の充実

【後期計画の取り組み】

- 「第2次東広島市障害者計画・第3期障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの給付を行うとともに、各種手当の給付、障害児の早期発見・早期療育*、相談、ライフステージ移行支援、就労支援、社会参加の支援など、障害のある子どもが健やかに成長するための取り組みの充実を図ってきました。
- 発達障害*に関する相談件数は増加傾向にあり、発達障害のある子どもへの支援として、発達障害支援コーディネーターを「はあとふる」に配置し、相談支援の強化を図るとともに、「すてっぷ教室」では保育所(園)などへの移行支援を行ってきました。
- 保育所(園)や幼稚園において、発達に課題のある子どもや保護者への専門的な助言、支援を行う巡回相談、小学校においては、特別支援教育サポーター及び学校教育支援員を配置し、発達障害のある幼児・児童・生徒の支援を行ってきました。

【障害のめるするも、の文法の夫他仏儿】							
区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
障害福祉サービス (居宅介護、短期入所、移動支 援、日中一時支援等)	決定人数	479	517	199	184		
障害児通所支援 (児童発達支援、放課後等デイ サービス等)	決定人数	-	ı	507	573		
児童発達支援利用助成 (児童デイサービス利用助成)	件数	2, 892	3, 654	2, 044	2, 093		
発達障害のある子ども への支援	相談支援 件数	1, 284	1, 511	1, 102	1, 285		
巡回教育相談	実施回数	50	52	31	38		
特別支援教育サポーター	人数	58	14	53	40		

【障害のある子どもへの支援の実施状況】

資料:東広島市障害福祉課、教育委員会指導課

【取り組みの評価・課題】

今後も、障害のある子どもの健やかな成長を支援し、身近な地域で安心して生活で きるよう、年齢や障害などに応じた専門的な医療や療育の提供が必要です。

また、在宅支援や教育支援体制など、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した、総合的な取り組みの充実を図る必要があり、そのために関係機関などと連携を強化することが重要です。障害福祉サービスについては、受給者が急激に増加しており、より多くのサービスの提供事業所の参画が図られる必要があります。

さらに、発達障害に関する相談と対応についてニーズが高まっていることから、庁内の関係課の連携とともに関係機関との連携強化と、支援やサービスのさらなる充実が求められています。また、発達障害を含めた障害に対して市民の理解を深めるため、正しい知識、適切な情報の周知を図ることも重要です。

エ 相談・情報提供体制の充実

【後期計画の取り組み】

- 子どもや子育て家庭を取り巻く社会の環境が大きく変化する中、子育てに不安や 悩み、問題を抱える親が増加しており、そのような子育て家庭へ対応するため、 基幹型子育て支援センター*を軸とした地域子育て支援センターの相談体制の充 実、機能の強化を図るとともに、各地域において育児相談・育児教室などを実施 し、子育て家庭の育児不安の解消、悩みや問題への対応を図ってきました。
- 子どもに関わる情報については、子育てに関する各種サービス・制度を総合的に 掲載した「子育てガイドブック」を配布するとともに、登録会員の携帯電話にメ ール配信を行う「Kids☆めるまが」を実施してきました。

【子育てに関する相談・情報提供の実施状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子育て支援センターの相談 件数(基幹型を含む)	相談件数	2, 603	3, 249	3, 885	3, 293
Kids 情報送信サービス	登録者数	2, 636	2, 592	2, 657	2, 729

資料:東広島市保育課、こども家庭課

【取り組みの評価・課題】

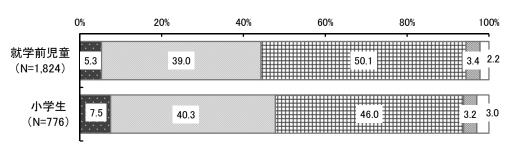
アンケート調査結果では、多くの家庭が子育てに関して不安や悩みを持っている中、 公的相談機関の利用については「利用しにくい」とする割合が8割を超えています。

不安や悩みを持つ子育て家庭が、それぞれの状況に応じて、気軽に利用できる身近な相談窓口とともに複雑な問題に対応するため専門的な相談窓口まで、利用しやすい相談体制の充実を図る必要があります。

また、子育て情報について「入手できていない」とする割合が 4 割を超えていることから、必要な家庭に確実に情報が伝わるよう、子育て情報を一元的に把握し提供できる体制の整備、これまでの子育てガイドブックの内容の見直しや多様な手段による提供など、効果的な情報提供を行う必要があります。

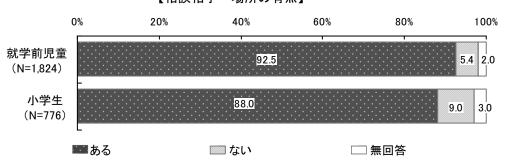
評価指標 計画全体	H20 値	H25 値	
公的相談機関を利用しやすいと感じる保護者の割合	就学前児童	20.1%	14.7%
	小学生	14.7%	11.1%

【子育てに関する不安・負担感の有無】

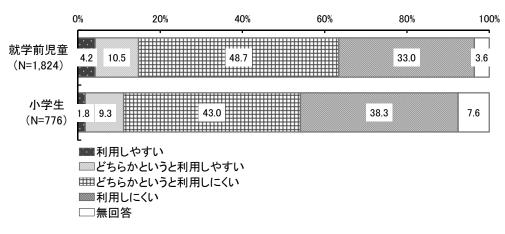


- ■■非常に不安や負担を感じる
- ■どちらかというと不安や負担を感じる
- Ⅲあまり不安や負担などは感じない
- ■■不安や負担はまったく感じない
- □無回答

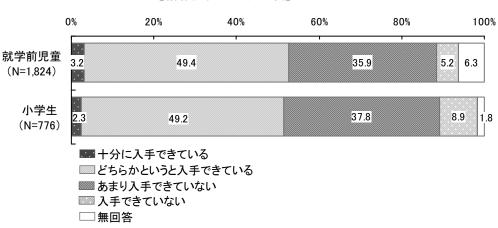
【相談相手・場所の有無】



【相談窓口等の相談のしやすさ】

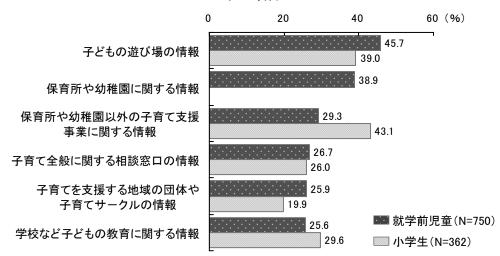


【情報提供への満足度】

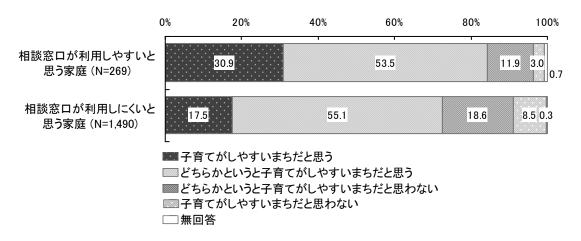


【不足している情報】

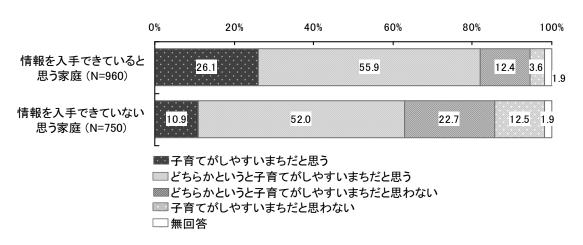
~上位6項目~



【東広島市が子育てがしやすいまちだと思うか/相談窓口の満足度別(就学前児童)】



【東広島市が子育てがしやすいまちだと思うか/情報提供の満足度別(就学前児童)】



オ 子育て支援のネットワークづくり

【後期計画の取り組み】

- 基幹型子育で支援センター*において、子育でサークルや子育でに関するボランティアなどの活動に関する情報を一元的に管理し、子育で家庭へ広く情報提供を行うとともに、地域子育で支援センターと連携を図り、子育でサークルの交流会を開催するなどそれぞれの活動の支援を行ってきました。
- 基幹型子育で支援センターにおいて、子育で支援者会議や地域機能強化型連絡会議を通じて、子育で情報の収集や意見交換、活動報告などを行い、子育で支援ネットワークの形成に向けて取り組んできました。

【子育てサークルの登録状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子育てサークル	登録団体数	49	51	48	47

資料:東広島市保育課

【取り組みの評価・課題】

転入者が多い東広島市では、子育ての不安や負担感を軽減するために、子育ての当 事者同士をつなぐ取り組みが重要になってきます。

地域における子育て支援をさらに充実するため、地域の関係機関や子育て家庭を支える地域の活動団体などのネットワークの強化を図る必要があります。

カ 男女共同参画の推進、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進 【後期計画の取り組み】

- 男女がともに社会のあらゆる分野に参画し活躍するため、また、ワーク・ライフ・ バランスを推進するため、市民に向けた意識啓発のための講演会や講座、企業に 向けた仕事と家庭の両立支援のためのセミナーを開催しました。
- また、パパママ学級などの育児講座においても、夫婦で協力して子育てを行うことの意識啓発を図ってきました。

【男女共同参画に関する事業の実施状況】

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
男女共同参画の まちづくり講演会	参加者数	667	644	1, 266	921		
企業向けセミナー、講演会	参加者数	100	73	52	73		

資料:東広島市人権推進課、産業振興課

【取り組みの評価・課題】

アンケート調査結果によると、「仕事と生活の両立が図られていると感じる」割合は、 就学前児童の家庭で 6 割を超えています。

家庭生活において、男女がともに育児や家事などの責任を果たすことは、子どもの 健やかな成長を支え、母親の子育てによる孤立感、負担感を解消する上で重要です。

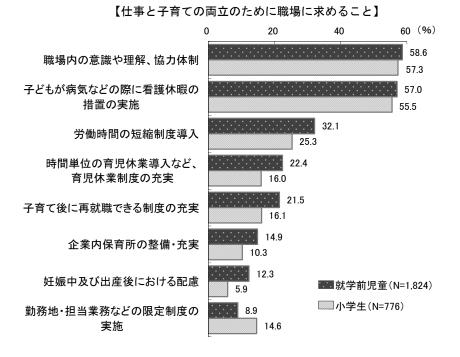
また、仕事と子育ての両立のために職場に求めることとして、「職場内の意識や理解、協力体制」、「子どもが病気などの際の看護休暇*の措置の実施」と回答した割合が上位となっています。

男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための広報・啓発とともに、男性が子育てに参画することの重要性や育児に関する情報を提供する場の充実を図る必要があります。

また、男女ともに、仕事と生活のバランスがとれるよう、仕事優先の働き方の見直 しや子育て中の保護者を支援する職場の環境づくりなど、個人、事業主を含めた社会 全体において、ワーク・ライフ・バランス*を実現するための取り組みを推進する必要 があります。

0% 60% 80% 20% 40% 100% 就学前児童 30.1 36.6 15.5 12.1 5.8 (N=1,824)小学生 31.8 38.8 17.0 8.1 4.3 (N=776)■面立がはかられていると感じる **■どちらかというと両立がはかられていると感じる** ■ どちらかというと両立がはかられていると感じない ◯◯両立がはかられていると感じない □無回答

【仕事と生活の両立の感じ方】



キ 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

設置基数

【後期計画の取り組み】

防犯灯の設置

- 子育て世代向け賃貸住宅「ひだまりハウス」を 15 歳以下の子どものいる家庭に 提供してきましたが、入居率は低い状況です。
- 子どもが安全に生活できる環境づくりを推進するため、防犯灯の設置、通学路の 危険箇所等の改善、交通安全教室、防犯教室などの実施とともに、学校安全ボラ ンティア登録を広く呼びかけ、地域住民の協力により見守り体制が充実されてき ました。
- また、小・中学校などにおいてスクールガードリーダー(元警察官)を講師として犯罪防止などの指導を行い、専門的な見地からの適切な指導により、市内における問題行動の未然防止や不審者対策にもつながっています。

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
犯罪防止教室等	実施学校数	37	41	49	49
交通安全教室	開催回数	60	64	69	66
	参加者数	7, 134	8, 380	8, 029	8, 089
学校安全ボランティア	登録者数	7, 400	7, 400	7, 400	7, 400

80

【子どもの安全に関する事業の実施状況】

資料:東広島市危機管理課、教育委員会青少年育成課

96

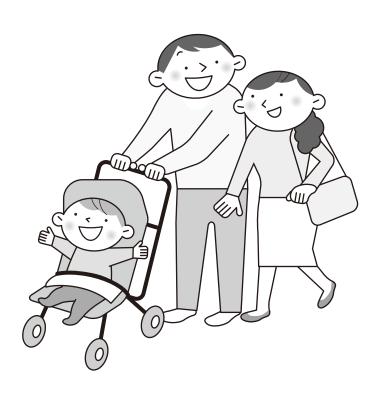
139

64

【取り組みの評価・課題】

今後も、公共施設などにおける子育て家庭に配慮した設備の整備やバリアフリー*化により、子育てにやさしいまちづくりを推進することが求められています。

また、子どもを交通事故や犯罪の被害から守るため、関係機関・団体、地域住民との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりをさらに推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検、防犯灯の設置など、子どもが安心して生活できる環境づくりの推進が必要です。

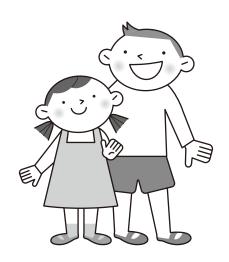


3 目標事業量の達成状況

後期計画策定時において、目標事業量を設定*した11事業についての達成状況です。

No.	事	業	H26 年度 目標事業量	H25 年度末 時点の状況	[参考] H25 年度 利用実績	目標事業量の説明
		0~2 歳	1,233 人	1,356 人	1,531 人	
1	通常保育事業	3~5 歳	2,937 人	3,059 人	2,781 人	実施施設における定員数
		合計	4,170 人	4,415 人	4,312 人	
2	特定保育事業		15 人 (3 か所)	20 人 (1 か所)	139 人	実施予定施設3か所×定員5人の 定員数
3	延長保育事業		2,545 人 (22 か所)	2,900 人 ⁽²⁷ か所)	50,677 人	実施施設における定員数
4	トワイライトス・	テイ事業	2 か所	2 か所	利用日数:	実施施設数
5	休日保育事業		1 50 人 (1 か所)	160 人 (1 か所)	2 人	実施施設における定員数
		体調不良型	3,360 人日/年 (3 か所)	4,480 人日/年 (2 か所)	386 人	実施施設 3 か所×定員 4 人×280 日での受入可能日数
6	病児·病後児 保育事業	病児·病後児 対応型	1,680 人日/年 (2 か所)	1,680 人日/年 (1 か所)	599 人	((実施施設 1 か所×定員 2 人)+ (実施施設 1 か所×定員 4 人)) ×280 日での受入可能日数
		合計	5,040 人日/年 (5 か所)	6,160 人日/年(3 か所)	985 人	
7	放課後児童健生 (放課後児童な		1,980 人 (41 か所)	2,190 人 ⁽⁴⁵ か所)	1,546 人	実施施設 41 か所における定員数
	地域子育で	ひろば型	11 か所	11 か所	26,459 人	
8	援拠点事業	センター型	3 か所	3 か所	33,962 人	実施施設数
	及及杰于木	合計	14 か所	14 か所	60,421 人	
9	一時預かり事業		28,000 人日/年 (20 か所)	32,200 人日/年 (23 か所)	6,959 人	実施施設 20 か所×定員 5 名×280 日での受入可能日数
10	ショートステイ事業		2 か所	2 か所	利用日数:	実施施設数
11)	ファミリー・サ	ポート・センタ	1 か所	1 か所	活動件数:	実施施設数

[※]目標事業量は、子育て支援に関するニーズ調査結果からニーズ量を算出するとともに、本市のサービス供給量と 利用実績を勘案して設定しました。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

~すべての親子に子育て支援を すべての市民が子育て支援者に そして元気なまちづくり~

東広島市次世代育成支援行動計画においては、「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり ~すべての親子に子育て支援を すべての市民が子育て支援者に そして元気なまちづくり~」を基本理念として、「保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識のもとに、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が子育ての意義について理解を深め、それぞれの立場で子育て支援に参画し、地域社会全体がつながりをもったあたたかなネットワークとなって子どもや子育て家庭を支えるまちづくり」と、「次代を担う子どもたちが、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けるとともに、東広島市のすべての人が輝く元気なまちづくり」を目指した取り組みを推進してきました。

子ども・子育て支援法*の基本理念において、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の地域社会のあらゆる分野の人々がそれぞれの役割を果たすこと、すべての子どもが健やかに成長するために良質、適切なもので、地域の実情に応じて総合的に提供されることとされています。

東広島市次世代育成支援行動計画の基本理念には、「つながる つなげる」支え合いの中で、子ども、保護者、支援者がともに「育つ」ことの重要性が盛り込まれており、また、子ども・子育て支援法の基本理念に通じる考え方が含まれていることから、本計画においても、「つながる つなげる 育ちあいのまちづくり」を基本理念として継承します。

つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

すべての親子に子育て支援を すべての市民が子育て支援者に そして元気なまちづくり



子ども

【 子どもの視点 】

- ●「子どもの最善の利益」が実現されます
- 健やかに成長します
- 家庭や地域でいろいろなことを学びます
- 自立できる子どもに育ちます



【家庭・親の視点】

- 子どもの養育・教育を行います
- 子どもが最も安心できる場にします
- 家族が尊重しあい、みんなで協力します
- 子育てに喜びを感じ、子どもとともに成長します





【地域の視点】

- ●「子どもの最善の利益」を実現します
- 結婚や子どもを生み育てたいという希望がもてる環境をつくります
- 子どもと親が心身ともに健康に生活できるように支援します
- 地域全体で子どもと親の成長を見守り、支援します
- 子育てと仕事の両立ができる環境をつくります
- 子どもの社会性の向上や自立を支える教育環境をつくります
- 子どもが安全に生活できる環境をつくります

子どもと子育て家庭への支援

地域の子育て支援力の強化

仕事と子育ての両立支援

子どもの教育環境の整備

地域

2 計画の基本目標

基本目標1 子どもと子育て家庭への支援

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもと親へ、妊娠・出産 期からの切れ目ない支援に配慮し、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育てに対 する不安や負担を軽減するための学習機会の提供や相談体制の充実などに取り組みます。 また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況などにより支援の必要性が高い子どもと その家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。

基本施策1 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の充実

基本施策3 障害のある子どもへの支援の充実

基本施策4 子どもと女性の人権擁護

基本目標2 地域の子育て支援力の強化

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の地域社会のあらゆる分野の人々が、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう支援することが重要です。地域がその役割を果たし、ともに子どもの成長を喜び、育ちあうことができるよう、子育て支援力の強化を図るための取り組みを推進します。

基本施策1 地域における子育て支援の充実

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

基本施策3 相談・情報提供体制の充実

基本施策4 子育てしやすい市民協働のまちづくり



基本目標3 仕事と子育ての両立支援

急速な少子高齢化の進行や家族形態の変化、就労環境の変化などの社会情勢の変化に 伴い共働き世帯は増加し、子育て中の親の働き方も多様化しています。高まるニーズに 対応した保育サービスなどの充実を図るとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、 質の高い教育・保育の安定的な提供を推進します。

また、親の働き方の見直しや子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

基本施策1 多様な教育・保育サービスの充実

基本施策2 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス*

基本施策3 働く女性の応援

基本施策4 若い世代の自立支援

基本目標4 子どもの教育環境の整備

知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの「生きる力」を育成し、社会的自立の基礎を培うため、学校、家庭、地域が連携し、教育環境の整備を推進します。

幼児期の教育について、その重要性や特性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、保育所(園)・幼稚園・小学校の連携を強化します。

また、夢と志をもち、たくましく生きる青少年を育成するために、家庭内でのコミュニケーションの充実や、安全・安心に過ごせる地域社会づくりを進めるなど、青少年の健全育成を支える環境づくりを推進します。

基本施策1 保育・幼児教育の質の向上

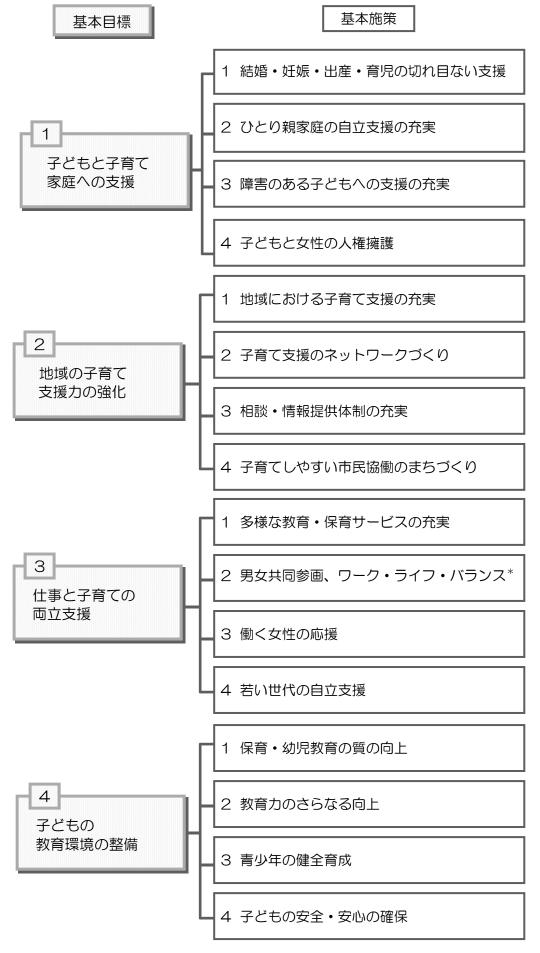
基本施策2 教育力のさらなる向上

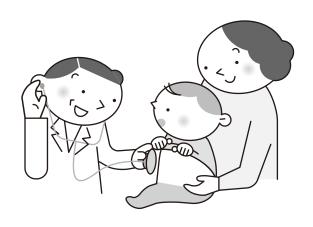
基本施策3 青少年の健全育成

基本施策4 子どもの安全・安心の確保



3 計画の体系





第4章 基本施策と取り組み

第4章 基本施策と取り組み

基本目標1 子どもと子育て家庭への支援

基本施策1 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

近年、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化などの影響により、出産後から育児 に慣れるまでの間の新生児期に不安を感じる母親は多く、妊娠出産期における育児不安 の解消を図るための支援へのニーズは高まっています。

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 を行い、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育ての不安や負担を軽減するための 学習機会の確保や相談体制の充実などに取り組みます。

また、未婚率*の増加や晩婚化が少子化の一因となっているため、若い世代へ向けて、 結婚・妊娠・出産・育児に対するポジティブな意識醸成を図る取り組みを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
1	結婚・妊娠・出産・育児へ のポジティブな意識醸成	・若い世代へ向けて、結婚・妊娠・出産・育児に対するポジティブな意識醸成を図る取り組みを推進します。 ・県の「ひろしま出会いサポートセンター」等と連携し、結婚支援に資する情報提供を行います。	こども家庭課	新規
2	妊娠・出産・育児の切れ目 ない支援	・妊産婦・新生児の家庭訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。 ・妊婦健康診査、乳幼児健康診査を実施し、母子の健康増進を図ります。また、健診事後教室(パオパオくらぶ)を実施し、経過観察が必要な子どもへの支援を行います。 ・予防接種を実施し、感染症の発症予防のため、生後2か月以降、早めの接種を行うよう勧奨します。・マタニティ講座、母親学級、パパママ学級、育児相談・育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。また、ニーズに応じて、対象者や内容等の検討を行います。 ・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について検討し、必要な措置を講じます。	こども家庭課	拡充

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
		・ペアレント・トレーニングを実施し、子育てに 悩みを持つ親を対象として、養育能力の向上、孤 立感の軽減、自尊感情の回復等を図ります。 ・親子の絆づくりプログラム(BP プログラム)を 実施し、第1子(0歳児)を育てている母親を対 象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づく り、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を 提供します。	こども家庭課	
		・地域子育て支援センター*等において、親が子育てを学ぶ場を一連の講座形式として提供します。	保育課	
3	親の子育て力の強化	 「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育で応援講座を開催します。また、進行役を務めるファシリテーターを養成し、家庭教育を支援します。 生涯学習まちづくり出前講座、生涯学習センター等で実施する社会教育講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。 	生涯学習課	新規
		・子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子 のふれあいのきっかけをつくるとともに、子ども の興味や関心についての理解を深める機会を提供 します。	青少年育成課	
4	子どもに関する医療体制の充実	・産科・周産期医療*、小児医療の充実を図るため、 産婦人科・小児科等の医師が就業・定着しやすい 環境整備を支援します。 ・休日夜間の初期救急患者等のために、医師会と 連携し、在宅当番医制の維持・強化を図ります。	健康増進課	継続
5	子育て世帯の経済的負担 の軽減	・乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、 子どもの育ちを支援します。	こども家庭課	継続

基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭では、その多くが子育てと生計の担い手という二つの役割を担っており、 子どもの養育や収入など様々な困難を抱え、生活環境が厳しい状況が少なくありません。 ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労支援や多様な 就労形態、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談や経済的支援 の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
6	ひとり親家庭の自立支援の充実	・就労に関する相談や母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立(就労)を支援し、制度の周知を図ります。	こども家庭課	継続
0		・ひとり親家庭やその他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図るため、公営住宅の入居者選考において優先的な取扱いを行います。	住宅課	<u>ጥ</u> ሴ
7	ひとり親家庭の経済的負 担の軽減	・ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	こども家庭課	継続

基本施策3 障害のある子どもへの支援の充実

「第2次東広島市障害者計画・第3期障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの 提供を行ってきましたが、受給者が急激に増加しており、サービスの種類によっては、 提供体制のより一層の整備を進める必要があります。

障害のある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、 次期の障害者計画・障害福祉計画との整合を取りながら、ライフステージを一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。

さらに、発達障害*に関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、庁内の関係課、関係機関との連携強化や、より多くのサービスの提供事業所の参画を図るとともに、発達障害を含めた障害に対する市民の理解を深める取り組みを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
		・子育て・障害総合支援センター(はあとふる)の体制を充実し、発達障害*のある子どもの幼少期	障害福祉課	
8	発達障害のある子どもへ	から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、 保育所(園)、学校等が主体的かつ効果的な支援 に取り組めるようバックアップを行います。	こども家庭課	拡充
0	の支援	・特別な支援が必要な子どもについても、保育所 (園)、幼稚園、放課後児童クラブ*での受け入れ	保育課	1/A) L
		体制を整え、一人ひとりに必要な手立てを行った うえで、健全な心身の発達を促します。	指導課	
9	障害のある子どもに対す る相談体制の充実	・基幹障害者相談支援センターの機能の見直しを図り、市内相談事業所との連携により、相談窓口としての機能強化を図ります。 ・障害者ケアマネジメントの手法を用いて、福祉サービス利用援助、社会生活力向上支援、社会資源利用援助、専門機関紹介等を行います。	障害福祉課	継続
10	障害のある子どもの経済 的負担の軽減	・各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身 障害者医療費助成等により、障害のある子どもや その家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育 ちを支援します。	障害福祉課	継続
11	障害のある子どもに対す る福祉サービスの実施	・居宅での生活をサポートする、障害福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等)を実施します。 ・補装具費の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障害がある子どもの在宅生活を支援します。 ・障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)を実施します。	障害福祉課	継続

基本施策4 子どもと女性の人権擁護

子どもは健康に生まれ、健やかに成長する権利をもっており、あらゆる差別や虐待から守られなければなりません。

児童虐待*は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。全国の児童相談所*における児童虐待相談対応件数は増加し続けています。

本市が取り組む様々な事業が連携を図り、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童*対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能を強化します。

また、児童虐待やいじめ、DV(配偶者等からの暴力)やデート DV*等の予防的な取り組みとして、人権教育・啓発を推進し、人権が尊重されるまちづくりを目指します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
12	児童虐待の防止	・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。 ・児童虐待防止推進月間の啓発活動、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取り組みを積極的に行います。	こども家庭課	拡充
13	DV 被害者への支援	・DV (配偶者等からの暴力) 被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。	こども家庭課	継続
		・「人権教育及び人権啓発推進基本計画」に基づき、人権が尊重されるまちづくりを目指し、人権	人権推進課	
14	 人権教育・啓発の推進	教育・啓発の効果的な推進を図ります。 ・児童虐待やいじめ等、子どもの人権に関する問題の解決に向けて、学校や地域における人権教育	生涯学習課	
14 八惟教育《召光》)推進	大権教育・啓発の推進 題の解決に向けて、学校や地域における人権教育 を推進します。 ・DV (配偶者等からの暴力) の予防的な取り組み として、デート DV 防止など女性の人権に関する 教育・啓発の効果的な推進を図ります。	指導課	拡充	
			職員課	

基本目標2 地域の子育て支援力の強化

基本施策1 地域における子育て支援の充実

核家族化や地域の人間関係の希薄化などの社会状況の変化に伴い、身近に子育てを支援してくれる人がいない家庭の孤立化や、子育てに対する負担感や不安感による家庭の 養育機能の低下などの課題が生じています。

子育てについての第一義的責任は保護者にありますが、社会環境の変化を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会が寄り添い、子育てを支援するとともに、親の成長を支援することが必要です。

地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
15	基幹型子育で支援センターの機能強化	・地域における子育て支援の中核施設として、「基 幹型子育で支援センター*」を運営し、相談業務の ほか、相談機関相互の連絡調整、子育で情報の一 元的提供を実施します。 ・「保育コーディネーター」の役割を明確化し、 その育成を行います。 ・子育でサークル・ボランティアを育成、支援し、 関連情報の収集・提供、ネットワーク化を図りま す。	保育課	拡充
16	地域子育で支援拠点事業の充実	・多様化する子育でに関する相談内容に対応できるよう、相談機能の高度化を図り、関係機関との連携を強化します。 ・子育で負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に未就園児とその親が気軽に集い、交流を図る場を提供します。	保育課	拡充
17	児童館*及び児童館的機 能施設の利用促進	・子どもの心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図るため、地域と連携し、0歳から18歳未満の子どもに健全な遊びを提供します。 ・既存の児童館及び児童館的機能施設の利用促進を図ります。	保育課	継続

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
18	保育所(園)における子育て支援の推進	・園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。 ・各保育所(園)に配置している「保育コーディネーター」を中心に、相談機能の高度化を図るとともに、出前講座制度等を活用した地域における子育て支援を推進します。	保育課	継続
19	ファミリー・サポート・ センターの利用促進	・子育での支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、子どもの送迎(保育所(園)、幼稚園、小学校等)、子どもの預かり等、子育でについての助けあいを行う仕組みを運営します。 ・効果的な広報・周知活動を行い、特に、提供会員数の増加を図ります。	こども家庭課	継続

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

地域全体で子どもの成長を見守り、子育て家庭を支援するためには、それぞれの取り組みを連携させ、情報を共有する地域の子育て支援の仕組みづくりが重要です。

地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、関係機関のネットワーク化をさらに促進するとともに、各種活動団体が活動しやすい環境整備に努めます。

また、子育て支援に係る人材の育成とともに、子育てサークル・子育てサロンの活動 支援、子どもや子育て家庭の仲間づくりの場の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
		•基幹型子育て支援センター*が主催する各種会議		
	子育て支援者のネットワ	の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化		
20	一クづくり	を図るとともに、子育て支援のネットワークの専	保育課	継続
		門性を高め相談機能の高度化を図るため、保育士		
		等の資質向上に取り組みます。		
		・地域子育て支援センターなど、子育てに対する		
		負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用し		
		て、子育てサークル・子育てサロンを支援すると	保育課	
21	子育て当事者のネットワ	ともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク		継続
	ークづくり	化を図ります。		水压水池
		・母親同士の悩みを互いに解決するため、母親学		
		級受講者を対象に、再度仲間づくりの場を提供す	こども家庭課	
		る母親学級のつどいを開催します。		

基本施策3 相談・情報提供体制の充実

多くの家庭が子育てに関して不安や悩みを持っていますが、公的な相談機関の利用や 子育てに関する情報の入手についての評価は高くありません。

不安や悩みを持つ子育て家庭が、それぞれの状況に応じて相談しやすい体制を整備するとともに、多様化する相談に対応するために相談員の専門性の向上を図ります。

また、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、子育て関連情報を一元的に把握し提供できる体制を強化するとともに、これまでの情報の提供方法のあり方を見直し、効果的な情報提供を行います。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
22	子育で情報提供体制の強	・利用者目線の子育で情報を一元的に提供する、 子ども・子育で応援 Web サイトを官民連携事業に より構築し、既存の Kids☆ めるまが、子育でガイ	保育課	· 拡充
22	化	ドブック、広報紙等の各種媒体と効果的に組合せ、 子育て情報提供体制を強化します。 ・支援が必要な家庭が、必要なときに相談できるよう、相談事業のPRの強化を図ります。	こども家庭課	
23		・子育て相談や子育て支援事業を実施している児 童福祉、母子保健、学校教育等に関係する庁内各 課や関係機関、保育所(園)や幼稚園、認定こど も園等が連携を図り、相談機能の充実を図ります。	保育課	
	子育て相談体制の強化	・家庭児童相談室において、子育てや家庭を取り 巻く様々な問題に関する相談、児童虐待*やDV (配偶者等からの暴力)への対応を行います。	こども家庭課	拡充
		・児童青少年総合相談室において、学齢期の学校生活や子育でに関する保護者の相談業務を行います。 ・小中学校においては、心のサポーターによる相談業務を行います。	青少年育成課	

基本施策4 子育てしやすい市民協働のまちづくり

若者や高齢者が、子育て支援をはじめとする様々な地域活動に積極的に参加することは、地域が一体となった取り組みを進める上で大きな力となります。

一方で、大学生や若い世代が地域活動を通じて子どもと触れ合うことは、将来の結婚 や子どもを生み育てる意識の醸成を図るためにも重要です。

大学生や若い世代、高齢者の力を活用し、ボランティアをはじめとした様々な地域活動の活性化を図るとともに、子育てしやすい市民協働のまちづくりを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
24	若い世代のボランティア	 ・「ボランティア活動支援センター」を開設し、ボランティア情報の収集力を向上させ、相談及びコーディネート事業等を強化し、ボランティア活動の活性化を総合的に支援します。 ・各種体験講座における大学生等のボランティア活動を推進します。また、活動を通してボランティアやジュニアリーダーとしての必要な知識や技術を習得し、地域の活動の推進役としての活用を図ります。 	生涯学習課	拡充
	活動の活性化	・各種体験講座における中・高校生のボランティア活動を推進します。 ・活動を通してボランティアやジュニアリーダーとしての必要な知識や技術の習得を目指します。	青少年育成課	1/276
		・若い世代が子どもに関わるボランティア等の活動の幅を広げることができるよう、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。	保育課	
25	高齢者の地域活動の推進	・シルバー人材センターの運営支援、老人クラブの活動支援等を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、子育て世帯の家事・育児援助、児童の登下校の見守り等の地域活動を推進します。	高齢者支援課	新規

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
		・4 大学連携協定に基づき、地域団体と学生団体		
		の要望を擦り合わせ、ともに活動できるように調		
26	大学連携の推進	整する(地域と大学のマッチング活動の奨励)な	企画課	継続
		ど、大学生や留学生との連携による地域活性化事		
		業を推進します。		
		・「市民協働のまちづくり第2期行動計画」に基		
		づき、住民自治協議会の活動支援、元気・やる気		
27	市民協働の推進	応援補助金の交付、市民活動情報サイトの運営等	地域政策課	継続
		により、子育てしやすい市民協働のまちづくりを		
		推進します。		



基本目標3 仕事と子育ての両立支援

基本施策1 多様な教育・保育サービスの充実

保育所(園) や認定こども園などの保育サービスの利用ニーズは高まっており、延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの利用ニーズも高まっています。

本計画及び保育所適正配置基本構想に基づき、将来における提供区域ごとの保育ニーズを踏まえ、施設型給付*・地域型保育給付*、地域子ども・子育て支援事業により、多様な教育・保育サービスを提供し、待機児童ゼロの実現を目指します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
28	利用者支援事業の実施	・子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業(一時預かり、放課後児童クラブ*等)の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。	保育課	新規
29	施設型給付による保育所 (園)、幼稚園、認定こ	・施設型給付により、保育所(園)、幼稚園、認 定こども園の充実を図ります。また、新制度にお ける幼保連携型認定こども園*の普及を図ります。	保育課	拡充
	ども園の充実	・公立幼稚園について、新制度における利用料の設定、認定こども園化等、あり方を検討します。	学事課	
30	地域型保育給付による保 育サービスの提供	・地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育*等の保育サービスを提供します。	保育課	新規
31	地域の子ども・子育て支	・延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児 保育について、量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更 なる保育サービスの充実を図ります。	保育課	拡充
31	援の充実	・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)により、保護者の疾病等の理由により、一時的に養育が困難となった家庭の児童を一定期間預かります。	こども家庭課	<i>10</i> 27 L
32	私立幼稚園児の保護者の 経済的負担軽減	・私立幼稚園就園奨励費により、所得状況に応じて保育料の減免を行い、私立幼稚園児の保護者の経済的負担軽減を図ります。	学事課	継続

基本施策2 男女共同参画、ワーク・ライフ・パランス*

家庭生活において、男女がともに育児や家事などの責任を果たすことは、子どもの健 やかな成長を支え、母親の子育てによる孤立感、負担感を解消する上で重要です。

男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担 意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取り組みを推進し ます。

また、男女ともに、仕事と生活のバランスのとれた生活を送ることができるよう、個人、事業主を含めた社会全体において、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
33	男女共同参画、仕事と生 活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)の推進	・国・県などの関係機関との連携のもと、育児・ 介護休業法、次世代育成支援対策推進法*等に基づ き、雇用の場等において、男女共同参画や仕事と 生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現 されるよう、企業・市民への啓発を推進します。 ・次世代育成支援対策推進法に基づき、「特定事 業主行動計画」を策定し、市職員のワーク・ライ フ・バランスを推進します。	人権推進課 産業振興課 職員課	拡充
		ノ・ハフノ人で批准しより。		

基本施策3 働く女性の応援

女性が結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側のワーク・ライフ・バランスへの積極的な取り組みや職場意識の改革などへの働きかけを行うとともに、働く女性を応援します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
34	働く女性の応援	・「女性の働きやすさ日本一の広島県」を目指して、経済団体・労働団体・行政(国、県、市町)で結成した、「働く女性応援隊ひろしま」の一員として、女性の活躍を促進するための取り組みを企業に働きかけます。 ・働くことに関する女性の不安を解消するための取り組みを行います。	人権推進課	新規
		・ハローワーク等と連携し、託児付の就職支援セミナーの実施等により、就労意欲のある女性を支援します。	こども家庭課	

基本施策 4 若い世代の自立支援

若い世代が、次代の東広島市を担う人材として自立するため、また、経済的に自立し、 結婚して家庭を築くためには、社会人、職業人として自立していくために必要な意欲・ 態度、能力を身に付けることが必要です。

将来の職業を自らの意志と責任で選択することができ、専門的な知識や技能の習得に励むことができるような環境を整備するとともに、若い世代が多様な生き方を選択できるよう意識啓発を図るとともに、就労や雇用に関する支援を推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
35	若い世代の自立に向けた 意識の醸成	・就職前の若い世代を対象に、結婚・妊娠・出産・育児を含めたライフプランの作成を支援し、自立に向けた意識醸成を図ります。	人権推進課	新規
36	勤労体験・社会体験の充実	・中学生が、働くことの意義や社会人としての生き方を学ぶキャリア・スタート・ウィーク(5 日間の職場体験学習)を実施します。	指導課	継続
37	雇用の創出	・企業立地の促進、新事業創出や市場開拓などの 支援を通じて、雇用・就業の場の確保に努めます。	産業振興課	継続
38	雇用対策の推進	・経済雇用情勢の変化に応じ、国、県及び関係機 関と連携し、若い世代の雇用を促進するための取 り組みを推進します。	産業振興課	継続



基本目標4 子どもの教育環境の整備

基本施策1 保育・幼児教育の質の向上

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が 培われる重要な時期です。

幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの育ちを大切にした保育の質や幼児教育の充実を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ幼稚園・保育所(園)と小学校の連携を推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
		・子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所	保育課	
39	保幼小連携の推進	(園)・幼稚園から小学校への円滑な接続を図る	学事課	新規
		ため、保幼小連携を推進します。	指導課	
40		・集団生活における子ども一人ひとりの発達・個性に合わせ、主体的な遊び・学びを通した人間形成を行い、社会で生きるための基礎を養います。	保育課	ANII Art
	保育・幼児教育の充実	・安心して子どもを預けられる保育所(園)・幼稚園を目指し、幼稚園教諭、保育士の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。	指導課	· 継続

基本施策2 教育力のさらなる向上

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人やモノ、情報が様々な文化、価値観のもとで国境を越えて流動するなど、激しく変化しています。そのような社会で自立し、未来の東広島市を創るためにも、変化の激しい社会を生き抜く力を育む必要があります。

「夢と志をもち、国際社会をたくましく生きる子ども」を育成するため、学校と家庭、 地域が連携を図り、教育環境のさらなる充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
41	「学校教育レベルアップ プラン」の推進	・「夢・挑戦プラン〜第四次学校教育レベルアッププラン〜」に基づき、小中一貫・接続教育の推進、和文化教育の推進、外国語教育の充実等により、夢と志をもち、国際社会をたくましく生きる子どもの育成を目指します。	指導課	新規

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
42	子どもの健康・体力づく り	・体育科学習をはじめ、学校教育活動全般を通して、運動好きな子どもの育成を図ります。 ・より効果的な運動遊びや授業の進め方、食育*を通じた健康づくりを含む運動プログラムを開発し、周知する「体力向上応援プロジェクト」を実施します。	指導課	拡充
		・子どもの生活に外遊びが取り戻せるよう地域の 指導者とともに行事を開催します。	スポーツ振興課	
43	地域人材の活用促進	・各学校が地域の人材をマイタウンティーチャーとして招聘し、児童の興味関心や課題意識に応じた教育活動を行うとともに、特色ある学校づくりを進めます。	指導課	継続
44	学習成果の活用支援	・生涯学習の基礎づくりと学校週5日制への対応を目的に、小学生に「5日制ノート(まなぶちゃんノート)」、中学生に「5日制ノート(ジュニアパスポート)」を配布し、地域行事や体験活動への参加、読書活動の記録も含め、積極的な活用を推進します。	生涯学習課	継続
		・「東広島市子どもの読書活動推進計画(第2次)」に基づき、読書活動を推進します。	中央図書館	
		・本の読み聞かせや紹介を行うなど、子どもが本 と出会う機会を提供します。	こども家庭課	継続
45	読書活動の推進	・本に親しむためのイベントを実施するなど、読書の習慣化を図るための支援を行います。	保育課	新規
		・本を活用する力を育成するなど、主体的な読書 活動を推進するための支援を行います。	生涯学習課	
		・読書の成果を発信する機会を設けるなど、読書の輪を広げる機会を提供します。	指導課	

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
		・「東広島市食育推進計画」に基づき、食を通じて、市民一人ひとりの豊かな心と健やかな身体を育みます。 ・アレルギー等健康問題について、継続的な普及	健康増進課	
40	46 食育*の推進	啓発を行います。 ・離乳食教室(モグモグ教室)や母子栄養相談事業(親子クッキング教室)の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発し	こども家庭課	ψηψ ψ±
46		ます。 ・保育所(園)や幼稚園において、生産者との交流を図るなど、子どもへの食に関する指導の充実を図ります。	保育課	継続
		・学校における教育活動全般を通して、子どもへの食に関する指導の充実を図ります。また、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。	指導課	
47	健康教育の奈宝	・喫煙、飲酒、薬物乱用の防止のため、有害な環境を取り除くとともに、情報提供に努め、健康づくりを促進します。	青少年育成課	継続
41	健康教育の充実	・心や体の発達、性、妊娠・出産に関する正しい知識を深めるための学習機会を提供します。	指導課	ስ ው ብቻር

基本施策3 青少年の健全育成

地域の中で子どもが様々なことを体験し、学び、成長することが重要です。

放課後児童クラブ*の利用ニーズは高まっており、保護者の就労形態の多様化、地域による課題に対応し、今後も放課後児童クラブの拡充を図る必要があります。

放課後児童クラブや放課後子供教室*、その他の地域での活動などが連携を図り、子どもたちが放課後や休日等に地域社会の中で安全で安心して、健やかに過ごすことができる環境づくりを進めます。

さらに、学校や地域など、様々な場において、子どもや保護者の様々な悩みや不安に 対応し、気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
40	・共働き家庭等の児童が、放課後、安に過ごせるよう、放課後児童健全育成後児童クラブ*)を実施します。またき教室等を活用し、施設整備を計画的設時間の延長や対象児童の拡大等の説は課後の子どもの居場所 組みを推進します。		保育課	1d - 45
48 づくり		・学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後子供教室*を実施し、スポーツ・文化活動体験活動や交流活動等を行います。 ・「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の連携を推進します。	青少年育成課	拡充
49	青少年のための子育て体 験学習の実施	・青少年を対象として、保育所(園)との連携の もと、事前学習・保育所(園)での保育体験・事 後総括をセットにした、子育で体験学習を実施し ます。	青少年育成課 保育課	拡充
50	心の教育の推進	・非行からの更生や自立など実際に経験した社会 人が直接中学生に訴える講演会などを実施し、中 学生の豊かな心の教育の充実を図ります。	青少年育成課	継続
51	青少年の問題行動防止対 策の推進	・家庭、学校、地域を軸に関係機関との連携により、青少年の問題行動を防止し、健全育成を図ります。	青少年育成課	継続
52	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援	・生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮家庭 の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問に よる親への進学の助言などを実施します。	社会福祉課	新規

基本施策4 子どもの安全・安心の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域が一体となった取り組みが重要です。 関係機関・団体、地域住民との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づく りをさらに推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検、防 犯灯の設置など、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	・「東広島市移動円滑化基本構想」に基づき、重点整備地区内における駅、道路等のバリアフリー* 化を推進します。	都市計画課	
53		・県のイクちゃんサービス推進事業等と連携し、 子どもがのびのびと育っていく環境づくりに向け た意識啓発・普及を図ります。	こども家庭課	継続
		・子育て世代向けの賃貸住宅(ひだまりハウス)を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。	保育課	
		・各小中学校において、児童生徒を対象とした教 職員または警察署等の外部講師による交通安全教	青少年育成課	
	安全教育の推進	職員なたは言祭者等の外部講師による交通女主教 室や犯罪防止教室を開催します。	指導課	
54		・交通安全の年間重点の実現に向けた事項を効果的に推進し、市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践するよう啓発活動を行います。 ・通学時の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、幼稚園・保育所(園)や自治会等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣します。		継続
55	情報リテラシーに関する 教育の充実	・インターネット・携帯電話の危険性やその対策等について啓発を行います。	青少年育成課	継続

No	具体的な取り組み	内容	担当課	区分
		・防犯ブザー、地域安全マップ、子ども110番の家の活用等を通して、子どもたちの安全確保を積極的に進めます。	青少年育成課	
56	子どもの安全確保	・防犯灯の明かりにより、犯罪を未然に防止するとともに、夕暮れ時や日没後に道路通行者の安全を確保するため、設置基準に基づき、地元要望に応え整備を進めます。	危機管理課	継続
		・通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全検討会議」を開催し、危険箇所等の改善を図ります。	教育総務課	





第5章 計画の推進方策

第5章 計

計画の推進方策

1 子ども・子育て支援法*に基づく「量の見込み」と確保方策

(1)提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、 質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人 口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定する こととなっています。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを 総合的に勘案し、市内9町のうち、西条町を北部、南部に2分割した合計 10 区域を保 育提供区域として設定します。

なお、教育・保育提供区域を超えた広域的な提供体制やさらに細かい区域での提供体制が必要な場合は、事業ごとに区域を設定します。

	事業	提供区域		
幼児	教育	7 区域	市内人口集中地域(西条・八本松・高屋)・ 志和・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津	
保育	:	10 区域	西条北部・西条南部・八本松・志和・高屋・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津	
	利用者支援事業	6 区域	西条·市内西部(八本松·志和)·高屋·黒瀬 市内北部(福富·豊栄·河内)·安芸津	
	地域子育で支援拠点事業			
	一時預かり事業(幼稚園在園児以外)	10 区域	西条北部・西条南部・八本松・志和・高屋・黒瀬・ 福富・豊栄・河内・安芸津	
	延長保育事業			
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業(幼稚園在園児)	7 区域	市内人口集中地域(西条・八本松・高屋)・ 志和・黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津	
ども・ユ	放課後児童クラブ*(放課後児童健 全育成事業)	35 区域	小学校区	
育て	妊婦健康診査			
支援	乳児家庭全戸訪問事業			
業	養育支援訪問事業			
	子育て短期支援事業	1区域	市全域	
	子育て援助活動支援事業			
	(就学後の放課後のファミリー・サポート・ センターにおける預かり)			
	病児保育事業			

(2) 幼児教育の「量の見込み」と確保方策

教育を必要とする3歳以上の児童(1号認定)及び保育を必要とする3歳以上の児童(2号認定)のうち教育を希望する家庭の児童を対象とし、幼児教育を提供します。

ア 市内人口集中地域(西条・八本松・高屋地区)

本地区は、市中央に位置し、JR 山陽本線西条駅周辺に形成されている西条地区と、 西条地区の東西に隣接する八本松地区と高屋地区からなる人口集中地域です。総人口、 就学前児童数ともに増加傾向にあります。

現在、9か所の幼稚園があり、既存施設及び既存保育所(園)の認定こども園への移行等により、見込み量に対する供給量を確保します。

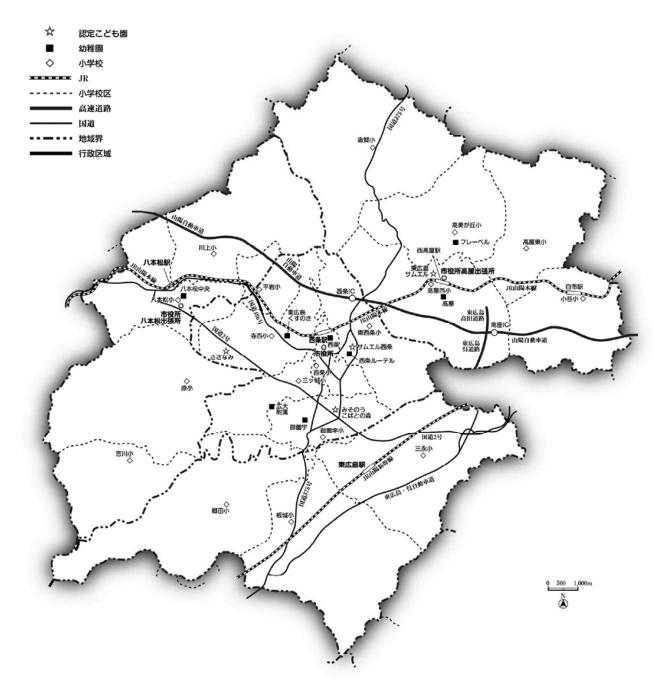
【市内人口集中地域(西条・八本松・高屋地区)の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1	量の見込み	2,084	1,987	1,928	1,862	1,849
	1 号認定	1,966	1,875	1,819	1,756	1,744
	2 号認定(教育希望)	118	112	109	106	105
2	確保方策	2,040	2,080	2,110	2,110	2,110
	特定教育・保育	570	610	640	640	640
	確認を受けない幼稚園※	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470
	達成状況(②一①)	-44	93	182	248	261

※確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度において施設型給付*を受ける特定教育・保育へ移行しない幼稚園。以下、同じ。

【図 市内人口集中地域(西条・八本松・高屋地区)の概況】



※平成27年4月1日見込み

イ 志和地区

本地区は、市の西部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。 現在、既存の幼稚園はありませんが、平成 29 年度までに既存保育所(園)の認定 こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

【志和地区の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	}	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	'	41	41	36	34	32
1号認定		41	41	36	34	32
2 号認定(教	(首希望)	0	0	0	0	0
② 確保方策		0	0	40	40	40
特定教育・伯	呆育	0	0	40	40	40
確認を受け	ない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況	(2-1)	-41	-41	4	6	8

【図 志和地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

ウ 黒瀬地区

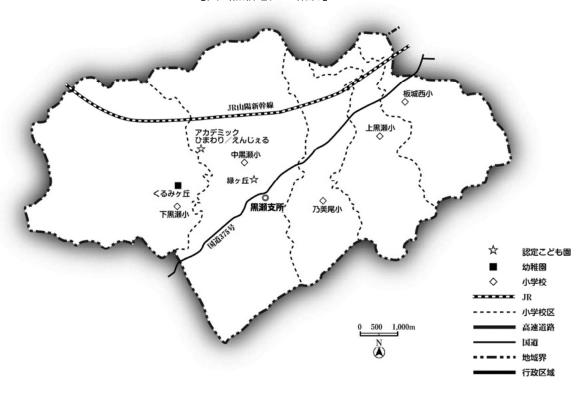
本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、3か所の幼稚園があり、今後も既存施設において見込み量に対する供給量を確保します。

【黒瀬地区の量の見込みと確保方策】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	171	164	156	142	135
1 号認定	136	130	124	113	107
2 号認定(教育希望)	35	34	32	29	28
② 確保方策	339	339	339	339	339
特定教育・保育	239	239	239	239	239
確認を受けない幼稚園	100	100	100	100	100
達成状況(②一①)	168	175	183	197	204

【図 黒瀬地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

工 福富地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所福富支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、既存の幼稚園はありませんが、平成 28 年度までに既存保育所(園)の認定 こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

【福富地区の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	11	10	11	9	9
1 号認定	11	10	11	9	9
2 号認定(教育希望)	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	15	15	15	15
特定教育・保育	0	15	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況(②一①)	-11	5	4	6	6

【図 福富地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

才 豊栄地区

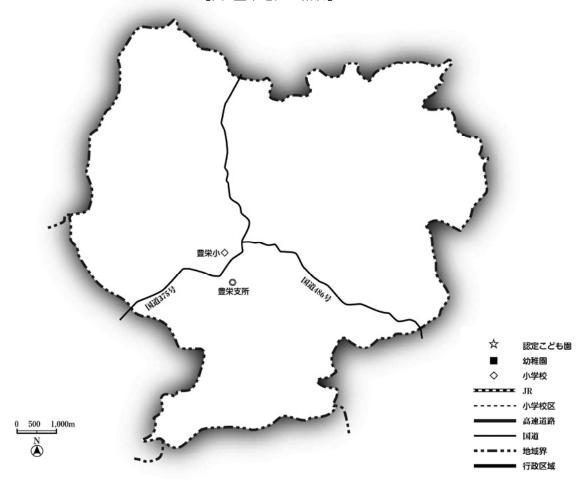
本地区は、市の北部に位置し、市役所豊栄支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、既存の幼稚園はありませんが、平成 28 年度までに既存保育所(園)の認定 こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

【豊栄地区の量の見込みと確保方策】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
1 号認定	0	0	0	0	0
2 号認定(教育希望)	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	15	15	15	15
特定教育・保育	0	15	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
達成状況(②一①)	0	15	15	15	15

【図 豊栄地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

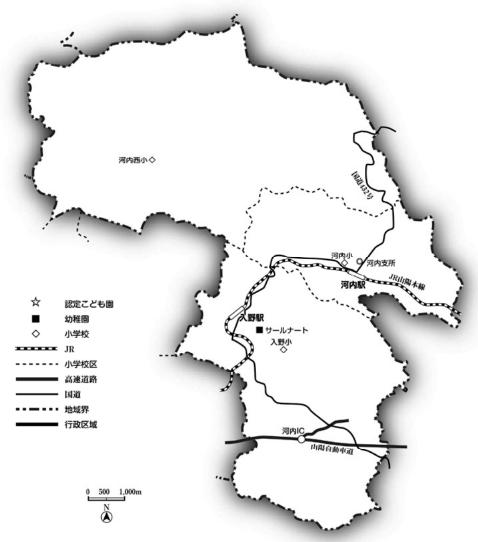
力 河内地区

本地区は、市の東部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。 現在、1か所の幼稚園があり、今後も既存施設において見込み量に対する供給量を 確保します。

【河内地区の量の見込みと確保方策】

	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1	量の見込み	33	35	32	32	32
	1号認定	24	25	23	23	23
	2 号認定(教育希望)	9	10	9	9	9
2) 確保方策	100	100	100	100	100
	特定教育・保育	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	100	100	100	100	100
	達成状況(②一①)	67	65	68	68	68

【図 河内地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

キ 安芸津地区

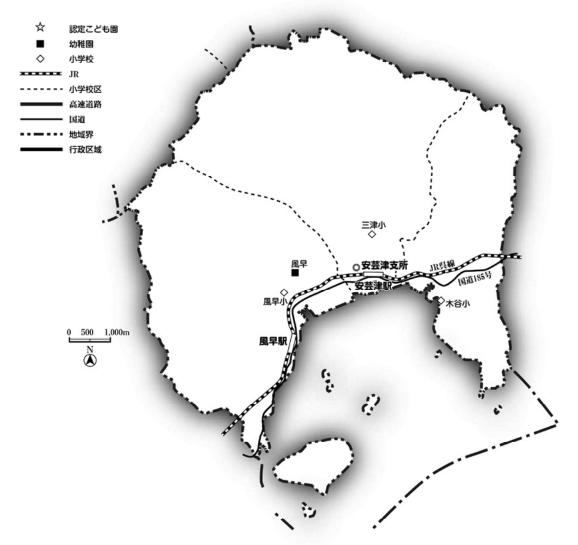
本地区は、市の南部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。 現在、1か所の幼稚園があり、今後も既存施設において見込み量に対応する供給量 を確保します。

【安芸津地区の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	55	52	49	45	43
1号認定	49	46	43	40	38
2 号認定(教育希望)	6	6	6	5	5
② 確保方策	50	50	50	50	50
特定教育・保育	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	50	50	50	50	50
達成状況(②一①)	-5	-2	1	5	7

【図 安芸津地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

(3)保育の「量の見込み」と確保方策

保育を必要とする3歳以上の児童(2号認定)、保育を必要とする3歳未満の児童(3 号認定)を対象とし、保育を提供します。

ア 西条北部地区

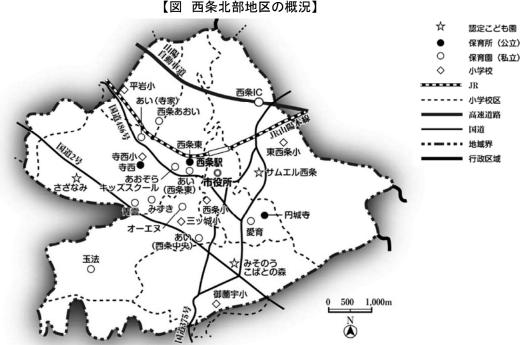
本地区は、市中央に位置し、JR 山陽本線西条駅周辺に形成されています。総人口、 就学前児童数ともに増加傾向にあります。

現在、保育所(園)、認定こども園が14か所ありますが、市内で最も待機児童が多 い地区であり、既存施設においても定員超過が常態化しています。

今後、平成27年度に特定教育・保育施設*2か所を新規に開設、また既存保育所(園) 1か所の増築により定員 230 人を整備、平成 28 年度に特定教育・保育施設 2 か所 を新規に開設して定員210人を整備することにより、見込み量に対する供給量を確保 します。

【西条北部地区の量の見込みと確保方策】

区分	平成 27 年度		平成 2	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		1 年度
ム ガ	2号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	1,216	786	1,158	793	1,139	796	1,116	798	1,122	809
② 確保方策	1,134	706	1,264	806	1,264	806	1,264	806	1,264	809
特定教育・保育	1,134	706	1,264	806	1,264	806	1,264	806	1,264	809
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②一①)	-82	-80	106	13	125	10	148	8	142	0



※平成27年4月1日見込み

イ 西条南部地区

本地区は、市の中央部の南側に位置し、利便性の高い市街地が形成されています。総人口は横ばい、就学前児童数は増加傾向にあります。

現在、保育所(園)が3か所ありますが、入所率は100%程度と高い状況にあり、既存施設において定員超過が常態化しています。

平成 27 年度に特定教育・保育施設*2 か所を新規に開設して定員 280 人を整備することにより、見込み量に対する供給量を確保します。

【西条南部地区の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	平成 2	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		1年度
运 力	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定						
① 量の見込み	360	121	344	121	338	122	332	123	332	123
② 確保方策	238	102	338	132	338	132	338	132	338	132
特定教育・保育	238	102	338	132	338	132	338	132	338	132
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②一①)	-122	-19	-6	11	0	10	6	9	6	9

【図 西条南部地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

ウ 八本松地区

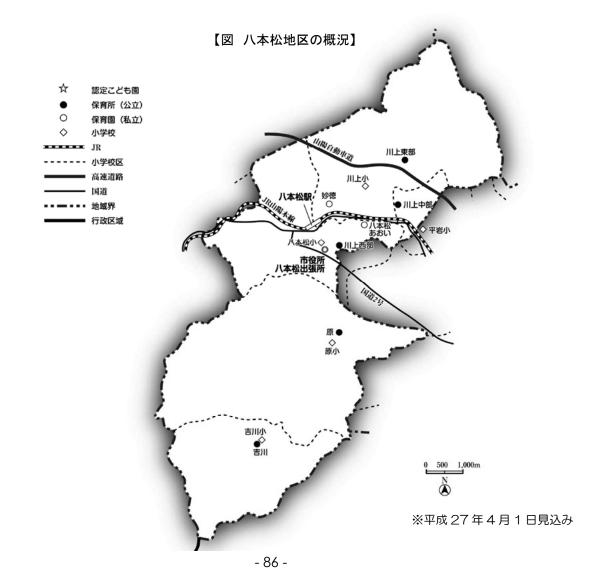
本地区は、市の西部に位置し、JR 山陽本線八本松駅周辺に地区の中心地が形成されています。総人口はやや増加傾向、就学前児童数は横ばいの状況となっています。

現在、保育所(園)が7か所ありますが、市内で西条北部に次ぎ待機児童が多い地区であり、施設による差はありますが、定員超過が常態化している施設があります。

今後、平成28年度までに2か所の特定教育・保育施設*、1か所の特定地域型保育を新規に開設して定員189人を整備することにより、見込み量に対する供給量を確保します。

【八本松地区の量の見込みと確保方策】

	ᅜᄉ	平成 2	7 年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	区分	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
1	〕量の見込み	578	299	554	296	546	292	516	288	511	285
2)確保方策	469	196	559	295	559	295	559	295	559	295
	特定教育・保育	469	196	559	276	559	276	559	276	559	276
	特定地域型保育事業	0	0	0	19	0	19	0	19	0	19
	達成状況(②一①)	-109	-103	5	-1	13	3	43	7	48	10



工 志和地区

本地区は、市の西部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。 現在、保育所(園)が4か所あり、今後も既存施設において見込み量に対する供給 量を確保します。

【志和地区の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

ロハ	平成 2	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		1 年度
区分	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定						
① 量の見込み	85	46	85	45	77	43	70	41	67	40
② 確保方策	151	69	151	69	151	69	151	69	151	69
特定教育・保育	151	69	151	69	151	69	151	69	151	69
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②一①)	66	23	66	24	74	26	81	28	84	29

【図 志和地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

才 高屋地区

本地区は、市の東よりに位置し、JR 山陽本線西高屋駅周辺に地区の中心が形成されています。総人口、就学前児童数はともに減少傾向にあります。

現在、保育所(園)が5か所ありますが、見込量に対し、3号認定の供給量が若干不足しています。

今後、平成 27 年度に特定地域型保育を1か所新規に開設して19 人を整備、平成28 年度に特定教育・保育施設*1か所を新規に開設して定員90人を整備することにより、見込み量に対する供給量を確保します。

【高屋地区の量の見込みと確保方策】

	区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	区刀	2 号認定	3 号認定	2号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
1	量の見込み	435	242	408	235	380	228	361	221	350	216
2	確保方策	401	193	446	238	446	238	446	238	446	238
	特定教育・保育	401	174	446	219	446	219	446	219	446	219
	特定地域型保育事業	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19
	達成状況(②一①)	-34	-49	38	3	66	10	85	17	96	22

【図 高屋地区の概況】 造賀小 造賀● 認定こども園 高美が丘小 保育所 (公立) 保育園(私立) 高屋東小 小学校 高屋東 - 小学校区 市役所高屋出張所 高速道路 国道 小谷小◇ -- 地域界 ■ 行政区域 高屋IC 山陽自動車道 500 1,000m ※平成27年4月1日見込み

- 88 -

力 黒瀬地区

本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所(園)、認定こども園が7か所ありますが、見込量に対し、3号認定の供給量が若干不足しています。

今後、平成29年度までに特定地域型保育1か所を新規に開設して定員19人を整備することにより、見込み量に対する供給量を確保します。

【黒瀬地区の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	区分	平成 27 年度		平成 2	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		1 年度
		2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
1	量の見込み	359	206	343	196	326	188	297	179	285	172
2	確保方策	400	171	400	171	400	190	400	190	400	190
	特定教育・保育	400	171	400	171	400	171	400	171	400	171
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	19	0	19	0	19
	達成状況(②一①)	41	-35	57	-25	74	2	103	11	115	18

【図 黒瀬地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

キ 福富地区

本地区は、市の北部に位置し、市役所福富支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所(園)が2か所あり、今後も既存施設において見込み量に対する供給量を確保します。

【福富地区の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	平成 27 年度		平成 2	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		1 年度
ム ガ	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	46	13	42	12	45	12	39	11	37	10
② 確保方策	54	26	54	26	54	26	54	26	54	26
特定教育・保育	54	26	54	26	54	26	54	26	54	26
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②一①)	8	13	12	14	9	14	15	15	17	16

【図 福富地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

ク 豊栄地区

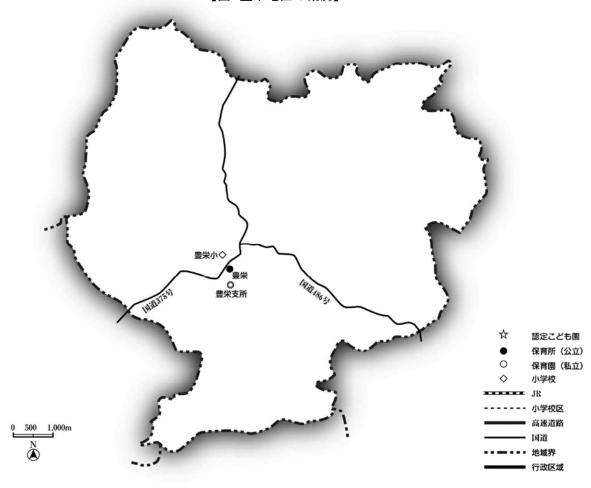
本地区は、市の北部に位置し、市役所豊栄支所周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。

現在、保育所(園)が1か所あり、今後も既存施設において見込み量に対する供給量を確保します。

【豊栄地区の量の見込みと確保方策】

	区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	- ' -	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
1	量の見込み	38	18	42	17	34	17	39	16	37	15
2) 確保方策	52	18	52	18	52	18	52	18	52	18
	特定教育・保育	52	18	52	18	52	18	52	18	52	18
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	達成状況(②一①)	14	0	10	1	18	1	13	2	15	3

【図 豊栄地区の概況】



※平成27年4月1日見込み

ケ 河内地区

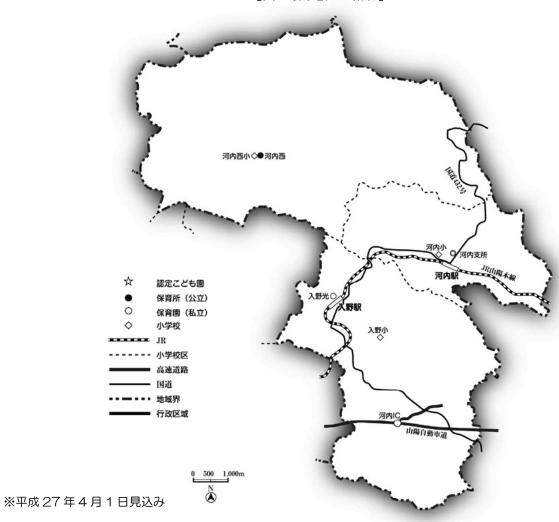
本地区は、市の東部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。 現在、保育所(園)が2か所ありますが、見込量に対し、3号認定の供給量が若干 不足しています。

今後、平成 29 年度までに既存保育所(園)の利用定員増などにより 10 人を整備することにより、見込み量に対する供給量を確保します。

【河内地区の量の見込みと確保方策】

区分	平成 2	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		1 年度
四月	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定						
① 量の見込み	68	31	70	30	63	29	65	28	63	28
② 確保方策	88	22	88	22	88	32	88	32	88	32
特定教育・保育	88	22	88	22	88	32	88	32	88	32
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②一①)	20	-9	18	-8	25	3	23	4	25	4

【図 河内地区の概況】



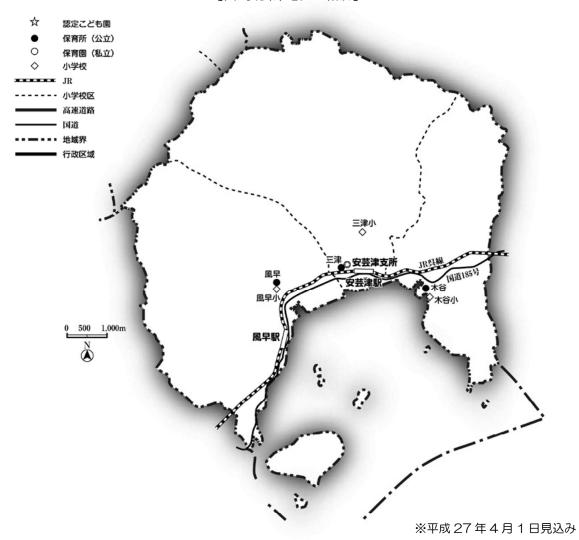
コ 安芸津地区

本地区は、市の南部に位置し、総人口、就学前児童数ともに減少傾向にあります。 現在、保育所(園)が3か所あり、今後も既存施設において見込み量に対する供給 量を確保します。

【安芸津地区の量の見込みと確保方策】

区分	平成	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		1 年度
运 力	2 号認	定 3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定	2 号認定	3 号認定
① 量の見込み	10	2 49	96	47	90	46	83	44	81	42
② 確保方策	15	2 48	152	48	152	48	152	48	152	48
特定教育・保育	15	2 48	152	48	152	48	152	48	152	48
特定地域型保育	事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成状況(②一	1) 50) –1	56	1	62	2	69	4	71	6

【図 安芸津地区の概況】



◆ 3歳未満の児童の保育利用率

3歳未満の児童の保育利用率とは、3歳未満の児童数に対する保育の供給量(確保 方策)の割合です。

【3歳未満の児童の保育利用率】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
西条北部	31.7%	36.1%	36.0%	36.0%	35.7%
西条南部	21.8%	28.2%	28.1%	28.1%	27.8%
八本松	22.5%	34.3%	34.9%	35.5%	35.8%
志和	72.6%	75.8%	79.3%	83.1%	85.2%
高屋	30.0%	38.2%	39.5%	40.9%	41.8%
黒瀬	42.3%	44.3%	51.5%	54.3%	56.5%
福富	65.0%	66.7%	70.3%	72.2%	76.5%
豊栄	48.6%	50.0%	52.9%	56.3%	60.0%
河内	28.9%	30.1%	45.1%	47.1%	47.8%
安芸津	40.3%	42.1%	43.6%	45.3%	48.0%

(4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保 方策及びその実施時期を定めます。

ア 利用者支援事業

子ども及び子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育施設*や地域の子ども・子育 て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関と の連絡調整等を実施する事業です。

確保方策

- 国が示す「概ね2中学校区に1か所の実施」(東広島市は14中学校区で構成されています)を基準に市内を6地区に分け、平成31年までに待機児童が多く発生している西条に2か所、その他地区に1か所の計7か所で実施します。
- 職員の資質向上のための研修、会議の開催や施設一覧などのパンフレットの作成などの連携協力を行っていきます。
- 将来的には実施施設におけるノウハウを生かし、全地域での提供を目指します。[実施機関] 各区域の子育て支援センター*、児童館*、認定こども園、保育所(園)

【利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

単位:施設数(か所)

	区分	亚成 27 年度	亚成 28 年度	平成 29 年度		亚成 31 年度
		十八八二十尺	十八 20 千尺	十八 23 千尺	十次 30 千皮	十八の十尺
1	量の見込み 市計	7	7	7	7	7
量	西条	2	2	2	2	2
စ္ခ	八本松•志和	1	1	1	1	1
込	高屋	1	1	1	1	1
量の見込みの	黒瀬	1	1	1	1	1
内訳	福富·豊栄·河内	1	1	1	1	1
訳	安芸津	1	1	1	1	1
(②確保方策 市計	3	3	7	7	7
	西条	2	2	2	2	2
確保方策の	八本松•志和			1	1	1
方	高屋	1	1	1	1	1
のの	黒瀬			1	1	1
内訳	福富·豊栄·河内			1	1	1
九	安芸津			1	1	1
	達成状況②-①	-4	-4	0	0	0

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

確保方策

- 未提供地域への早期設置を目指し、平成29年度までに新たに西条南部に1か所、 黒瀬地区に2か所設置し、それぞれの地域特性に応じた支援内容の充実を図ります。
- 広報方法の見直しなどにより、取り組み内容に関する市民認識度を高め、各支援 センターの利用率の向上を図ります。

【地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

	区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		0 年度	平成 31 年度	
	区刀	か所	人回/月	か所	人回/月	か所	人回/月	か所	人回/月	か所	人回/月
1)1	量の見込み 市計	20	6,583	20	6,525	20	6,466	20	6,398	20	6,381
	西条北部	7	3,439	7	3,448	7	3,462	7	3,465	7	3,499
	西条南部	1	419	1	420	1	421	1	422	1	425
量	八本松	2	1,215	2	1,200	2	1,180	2	1,162	2	1,150
	志和	2	131	2	125	2	120	2	114	2	111
の見込み	高屋	1	820	1	794	1	768	1	741	1	725
みの	黒瀬	2	180	2	172	2	164	2	156	2	149
の内訳	福富	1	111	1	108	1	102	1	100	1	94
訳	豊栄	1	63	1	62	1	58	1	55	1	51
	河内	2	83	2	80	2	77	2	74	2	73
	安芸津	1	123	1	118	1	113	1	109	1	103
2至	全保方策 市計	18	4,351	18	4,341	20	4,759	20	5,933	20	6,381
	西条北部	7	2,625	7	2,625	7	2,625	7	3,000	7	3,499
	西条南部	0	0	0	0	1	375	1	422	1	425
珠	八本松	2	750	2	750	2	750	2	1,162	2	1,150
保	志和	2	131	2	125	2	120	2	114	2	111
方	高屋	1	375	1	375	1	375	1	741	1	725
確保方策の内訳	黒瀬	1	90	1	86	2	164	2	156	2	149
内	福富	1	111	1	111	1	102	1	100	1	94
九	豊栄	1	63	1	63	1	58	1	55	1	51
	河内	2	83	2	83	2	77	2	74	2	73
	安芸津	1	123	1	123	1	113	1	109	1	103
ì	達成状況②─①	-2	-2,232	-2	-2,184	0	-1,707	0	-415	0	0

ウ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

確保方策

● 母子健康手帳を取得した妊婦が受診できるよう、全国医療機関との委託契約により、健康診査を実施します。

【妊婦健康診査の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,770	1,713	1,714	1,701	1,691
②確保方策	1,770	1,713	1,714	1,701	1,691
達成状況②-①	0	0	0	0	0

[※]量の見込みは、H25 実績を基に各年度の人口推計を踏まえ算定。

工 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や 養育環境等の把握を行う事業です。

確保方策

● 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。

【乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,740	1,684	1,685	1,672	1,663
②確保方策	1,740	1,684	1,685	1,672	1,663
達成状況②-①	0	0	0	0	0

[※]量の見込みは、H25 実績を基に各年度の人口推計を踏まえ算定。

才 養育支援訪問事業等

◆養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

◆子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童*等の支援に資する事業) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

確保方策

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図りつつ、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問 (子育てヘルパー派遣等)を実施します。

【養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策】

(単位:件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	453	439	439	436	433
②確保方策	453	439	439	436	433
達成状況②-①	0	0	0	0	0

[※]量の見込みは、H25 実績を基に各年度の人口推計を踏まえ算定。

カー子育て短期支援事業

保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートスティ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトスティ事業))です。

確保方策

● 一時的に養育が困難になった家庭の児童に必要な保護を行います。

【子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

(単位:人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	29	28	28	28	28
②確保方策	29	28	28	28	28
達成状況②-①	0	0	0	0	0

[※]量の見込みは、H25 実績を基に各年度の人口推計を踏まえ算定。

キ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として 日中、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、その他の場所において一時的に預かり、 必要な保育を行う事業です。

◆保育所(園)における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業

確保方策

- 新規開設を予定している保育所(園)に対し、事業の実施を要請していきます。
- 現時点において認可定員を超過し受入を行っている保育所(園)は、一時保育を 実施する余裕がないため、今後の保育所(園)新設などにより各保育所(園)が 利用定員範囲内での運営が可能な状況をつくり、余剰能力を一時預かり事業に活 用します。

【一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

(保育所(園)における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業)

(単位:人回/年)

	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1	量の見込み 市計	12,602	12,205	11,906	11,554	11,452
	西条北部	5,770	5,680	5,637	5,568	5,606
	西条南部	763	749	741	732	735
量	八本松	2,233	2,161	2,111	2,026	1,999
စ္ခ	志和	357	286	261	244	234
の見込みの内訳	高屋	1,532	1,465	1,400	1,337	1,302
みの	黒瀬	1,244	1,180	1,116	1,031	985
内	福富	117	111	108	100	95
訳	豊栄	69	71	61	63	59
	河内	244	244	226	223	217
	安芸津	274	259	246	232	220
(②確保方策 市計	12,602	12,205	11,906	11,554	11,452
	西条北部	5,770	5,680	5,637	5,568	5,606
	西条南部	763	749	741	732	735
確	八本松	2,233	2,161	2,111	2,026	1,999
確保方策の内訳	志和	357	286	261	244	234
方等	高屋	1,532	1,465	1,400	1,337	1,302
Ô	黒瀬	1,244	1,180	1,116	1,031	985
りまして	福富	117	111	108	100	95
D/	豊栄	69	71	61	63	59
	河内	244	244	226	223	217
	安芸津	274	259	246	232	220
	達成状況②-①	0	0	0	0	0

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

確保方策

- 施設型給付*の対象とならない場合であっても、預かり保育に対する市の支援を希望する幼稚園に対しては支援を行っていきます。
- 現状において、幼稚園の預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も、既存の施設での実施により確保します。

【一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業)

(単位:人回/年)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	63,060	60,252	57,787	55,439	54,594
②確保方策	63,060	60,252	57,787	55,439	54,594
達成状況②-①	0	0	0	0	0

ク 病児保育事業

病児について、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

確保方策

- 今後も小児科開業医を中心に事業を担う資質を有する事業者との協議を続け、新規の設置に向けて取り組みます。
- 広報方法の見直しなどにより、事業内容に関する市民認識度を高め、施設利用率の向上を図ります。

【病児保育事業の量の見込みと確保方策】

(単位:人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,283	2,217	2,167	2,109	2,092
②確保方策	765	1,530	2,295	2,295	2,295
達成状況②-①	-1,518	-687	128	186	203

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所(園)等において保育を実施する事業です。

確保方策

- 新規開設を予定している保育所(園)に対しては、実施を必須として協議を行います。
- 各提供区域内において、他施設に比べ閉所時間が早い保育所(園)は、利用者の 意向を踏まえ適切な時間設定を行っていきます。

【延長保育事業の量の見込みと確保方策】

	区分	平成 2	7年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度	平成 31 年度	
	区方	か所	人/日	か所	人/日	か所	人/日	か所	人/日	か所	人/日
1)5	①量の見込み 市計		943	48/48	911	48/48	891	48/48	866	48/48	859
	西条北部	14/14	379	14/14	371	14/14	369	14/14	365	14/14	368
	西条南部	3/3	99	3/3	97	3/3	96	3/3	95	3/3	95
	八本松	7/7	179	7/7	178	7/7	172	7/7	166	7/7	164
量 の	志和	4/4	31	4/4	25	4/4	23	4/4	22	4/4	21
見込	高屋	5/5	125	5/5	119	5/5	113	5/5	108	5/5	105
量の見込みの内訳	黒瀬	7/7	91	7/7	87	7/7	83	7/7	77	7/7	74
訳	福富	2/2	9	2/2	9	2/2	9	2/2	8	2/2	7
	豊栄	1/1	3	1/1	3	1/1	3	1/1	3	1/1	3
	河内	2/2	4	2/2	4	2/2	4	2/2	4	2/2	4
	安芸津	3/3	22	3/3	21	3/3	20	3/3	19	3/3	18
2	確保方策市計	41/48	943	41/48	911	41/48	891	41/48	866	48/48	859
	西条北部	14/14	379	14/14	371	14/14	369	14/14	365	14/14	368
	西条南部	3/3	99	3/3	97	3/3	96	3/3	95	3/3	95
	八本松	5/7	179	5/7	178	5/7	172	5/7	166	7/7	164
確	志和	4/4	31	4/4	25	4/4	23	4/4	22	4/4	21
方等	高屋	4/5	125	4/5	119	4/5	113	4/5	108	5/5	105
確保方策の内訳	黒瀬	5/7	91	5/7	87	5/7	83	5/7	77	7/7	74
訳	福富	2/2	9	2/2	9	2/2	9	2/2	8	2/2	7
	豊栄	1/1	3	1/1	3	1/1	3	1/1	3	1/1	3
	河内	2/2	4	2/2	4	2/2	4	2/2	4	2/2	4
	安芸津	1/3	22	1/3	21	1/3	20	1/3	19	3/3	18
į	達成状況②─①	-7	0	-7	0	-7	0	-7	0	0	0

※延長保育事業に限らず、通常開所時間を18時以降に延長することによる対応も確保方策に含みます。

コ 放課後児童クラブ*(放課後児童健全育成事業)

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

本市では、現在、小学校低学年(1年生~3年生)の児童を対象として、34 小学校区において放課後児童クラブを運営していますが、西条地区、八本松地区を中心とした一部の小学校区で施設定員に余裕がない状態となっています。さらに、夏季休業中のみの受入も行っており、多数の児童が利用しています。また、低学年児童数に占める利用率は年々上昇を続けており、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

この様な状況の中、今後は、新制度による高学年児童の受入を含めた供給量の確保が必要となります。

確保方策

- 平成27年度から、施設的な余裕が見込まれる地域(志和・福富・豊栄・河内地区)で先行して高学年の受入を開始し、実際の利用者数や指導方法等を把握します。
- 把握した利用動向や地域特性を踏まえ、受け皿を確保します。
- 高学年児童受入にあたっては、4年生から順次拡大するなど、状況に応じて柔軟に対応します。
- 本計画期間内に必要な供給量を確保します。

≪高学年児童の受入に係る取り組み方針≫

STEP1

現状の施設で受入可能である地域 (志和・福富・豊栄・河内地区)におい て、先行して受入を開始



先行実施により把握・確立

- ① 実際の利用者数(利用割合)
- ② 高学年児童の指導方法
- | ③ 高学年児童受入に必要な環境

STEP2

施設整備

- ▶ 実際の利用者数を見込み、既存施設の活用を優先した整備を実施 [供給量の確保方法]
 - ① 学校内空き教室等の活用
 - ② 周辺公共施設の活用
 - ③ 民間事業者の活用を検討
 - ④ 施設の新設・増設による整備

運営

- ▶ 受入順位などについて検討
- ▶ 指導員の資質の向上、高学年児童の指導方法を確立

【放課後児童クラブ*の量の見込みと確保方策】

(単位:人)

区域	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①量の見込み	260	266	266	271	263
西条	②確保方策	160	160	160	160	270
	達成状況(②一①)	-100	-106	-106	-111	7
	①量の見込み	308	315	314	321	311
寺西	②確保方策	205	205	205	325	325
	達成状況(②一①)	-103	-110	-109	4	14
	①量の見込み	88	90	91	92	89
郷田	②確保方策	80	80	80	80	80
	達成状況(②一①)	-8	-10	-11	-12	-9
	①量の見込み	116	119	119	122	118
板城	②確保方策	115	115	115	115	115
	達成状況(②一①)	-1	-4	-4	-7	-3
	①量の見込み	70	72	72	74	72
三永	②確保方策	70	70	70	70	70
	達成状況(②一①)	0	-2	-2	-4	-2
	①量の見込み	93	94	95	96	94
東西条	②確保方策	60	60	60	60	100
	達成状況(②一①)	-33	-34	-35	-36	6
	①量の見込み	77	78	77	78	76
平岩	②確保方策	100	100	100	100	100
	達成状況(②一①)	23	22	23	22	24
	①量の見込み	72	73	73	75	73
御薗宇	②確保方策	55	55	55	55	95
	達成状況(②一①)	-17	-18	-18	-20	22
	①量の見込み	122	123	120	123	119
川上	②確保方策	95	120	120	120	120
	達成状況(②一①)	-27	-3	0	-3	1
	①量の見込み	37	38	37	38	37
原	②確保方策	40	40	40	40	40
	達成状況(②一①)	3	2	3	2	3
	①量の見込み	12	12	11	11	11
吉川	②確保方策	40	40	40	40	40
	達成状況(②一①)	28	28	29	29	29
	①量の見込み	189	190	187	190	185
八本松	②確保方策	100	140	140	140	190
	達成状況(②一①)	-89	-50	-47	-50	5
	①量の見込み	34	34	34	35	32
西志和	②確保方策	40	40	40	40	40
	達成状況(②一①)	6	6	6	5	8
-t	①量の見込み	10	11	10	11	10
志和堀	②確保方策	55	55	55	55	55
	達成状況(②一①)	45	44	45	44	45
	①量の見込み	57	59	61	61	59
小谷	②確保方策	80	80	80	80	80
	達成状況(②一①)	23	21	19	19	21
÷	①量の見込み	64	66	68	68	66
高屋東	②確保方策	40	80	80	80	80
	達成状況(②一①)	-24	14	12	12	14
÷==	①量の見込み	149	157	160	160	154
高屋西	②確保方策	80	160	160	160	160
	達成状況(②-①)	-69	3	0	0	6

区域	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①量の見込み	23	23	25	25	23
造賀	②確保方策	40	40	40	40	40
	達成状況(②一①)	17	17	15	15	17
	①量の見込み	113	119	120	121	117
高美が丘	②確保方策	95	135	135	135	135
	達成状況(②一①)	-18	16	15	14	18
	①量の見込み	209	214	213	217	211
三ツ城	②確保方策	160	160	160	160	220
	達成状況(②-①)	-49	-54	−53	−57	9
	①量の見込み	18	18	18	18	18
板城西	②確保方策	45	45	45	45	45
	達成状況(②一①)	27	27	27	27	27
	①量の見込み	30	30	30	30	29
上黒瀬	②確保方策	45	45	45	45	45
	達成状況(②一①)	15	15	15	15	16
	①量の見込み	18	19	18	19	18
乃美尾	②確保方策	45	45	45	45	45
	達成状況(②一①)	27	26	27	26	27
	①量の見込み	128	130	127	129	124
中黒瀬	②確保方策	120	120	120	120	120
	達成状況(②一①)	-8	-10	-7	-9	-4
	①量の見込み	86	87	85	86	83
下黒瀬	②確保方策	85	85	85	85	85
	達成状況(②一①)	-1	-2	0	-1	2
	①量の見込み	23	27	26	29	27
竹仁	②確保方策	35	35	35	35	35
久芳	達成状況(②一①)	12	8	9	6	8
	①量の見込み	23	21	21	19	19
豊栄	②確保方策	40	40	40	40	40
	達成状況(②一①)	17	19	19	21	21
	①量の見込み	13	12	12	12	13
河内	②確保方策	40	40	40	40	40
	達成状況(②一①)	27	28	28	28	27
	①量の見込み	37	35	36	36	37
入野	②確保方策	65	65	65	65	65
	達成状況(②一①)	28	30	29	29	28
	①量の見込み	8	7	7	7	8
河内西	②確保方策	15	15	15	15	15
	達成状況(②一①)	7	8	8	8	7
	①量の見込み	14	13	12	11	11
木谷	②確保方策	15	15	15	15	15
	達成状況(②一①)	1	2	3	4	4
	①量の見込み	31	29	28	25	23
三津	②確保方策	40	40	40	40	40
	達成状況(②一①)	9	11	12	15	17
	①量の見込み	50	48	44	40	38
風早	②確保方策	55	55	55	55	55
	達成状況(②一①)	5	7	11	15	17
	①量の見込み	2,582	2,629	2,617	2,650	2,568
市全体	②確保方策	2,355	2,580	2,580	2,700	3,000
ᅲᅩᄴ	達成状況(②一①)	-227	-49		50	432
	在水水水(色 ①)	221	73	07		102

[※]東志和小学校区は、近接する私立保育園が小学生の受入事業を実施しているため、市の放課後児童クラブ* は設置していません。今後も連携しながら新制度への対応を行っていきます。

2 幼児教育・保育の一体的提供等の推進

(1)認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所(園)の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新設や幼稚園・保育所(園)からの移行が促進されています。

本市では、認定こども園について、既存の幼稚園や保育所(園)からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、促進を図ります。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、幼稚園教諭や保育士等による合同研修や特に配慮を要する子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

(3)教育・保育施設*及び地域型保育事業の連携の推進

地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所(園)、幼稚園、 認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携支援の充実を図ります。

(4) 認定こども園、幼稚園、保育所(園)と小学校との連携の推進

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校と保育所(園)、幼稚園、認定こども園等がともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての情報を共有し、理解を深めることが重要です。

保育所(園)、幼稚園、認定こども園等と小学校の連絡会や合同研修等を実施するなど、就学前施設と小学校の円滑な連携を図ります。

また、配慮が必要な子どもに関する保育所(園)、幼稚園、認定こども園等と小学校 との情報交換や、入学前相互訪問など、就学前・後の関係者の情報交換や連携に取り 組みます。

3 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み

共働き家庭等の子どもが安心して過ごせる場を提供するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ*及び放課後子供教室*の計画的な整備を進めることを目的として、国において、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市においても、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。

(1) 放課後児童クラブの確保の内容(見込み量と確保の内容と整合を図る)

区分	平成 31 年度
か所数	34
利用人数	2,568

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

区分	平成 31 年度
か所数	32

(3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

・平成31年度までに、市内35小学校区に整備することを目指します。

区分	平成 31 年度
か所数	35

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・共通プログラムの企画・実施に際し、放課後児童クラブ所属児童が、安全・安心に参加できるよう、放課後児童クラブの指導員は、放課後子供教室のコーディネーターに協力するものとします。
- ・共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう配慮します。
- ・放課後子供教室の研修会等を開催する際は、対象に放課後児童クラブの指導員も 含めることとし、放課後子供教室のコーディネーターとの意識共有に努めるもの とします。

- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ*及び放課後子供教室*への活用に関する具体的な方策
 - ・ 小学校における余裕教室の活用及び特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利 用等について、検討を行います。
 - ・余裕教室の活用等を開始しようとする際は、教育委員会は問題点を整理したうえで、積極的に協力することとします。
- (6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の 具体的な連携に関する方策
 - ・放課後活動の実施にあたっては、必要に応じて責任体制を文書化するなど、明確 化します。
 - 教育委員会と福祉部局が連携し、総合的な放課後対策について協議を行います。
- (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブ開所時間の延長に係る取り組み等
 - ・平成 27 年度から、すべての放課後児童クラブで開所時間を 19 時まで延長します。



第6章 計画の推進にあたって

第6章

計画の推進にあたって

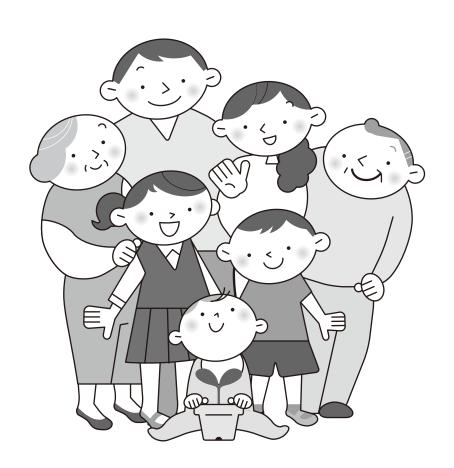
1 計画の推進体制

計画の実現を目指し、福祉、教育、産業、都市計画など庁内の関係部局により連携を図り、事業の進捗状況を管理するとともに、総合的な取り組みを推進します。

また、学識経験者や子育て支援関係者、市民などの参画による「東広島市子ども・子育 て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価とその後の取り組み の検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。

2 地域一体となった取り組みの推進

本計画の推進にあたっては、行政のみではなく、保育・教育・福祉・保健・医療などの 関係機関・団体はもとより、子育ての主体である親・家庭、子育て家庭を支援する地域が 連携を図りながら、協働による取り組みを推進します。





資料

1 東広島市子ども・子育て会議条例

平成25年東広島市条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、東広島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。 (組織)
- 第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(委員)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(専門委員)

- 第5条 市長は、子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第2項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会 長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に委嘱される委員の任期は、第4 条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。
- 3 第7条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、市 長が招集する。

2 東広島市子ども・子育て会議委員名簿

平成26年7月1日現在

		172	7 年 7 月 1 日現任
区分 (条例第3条第2項)	所属·役職等	委員名	備考
	幼稚園児の保護者 (緑ヶ丘幼稚園)	松村 真里	
(1)子どもの保護者	郷田保育所保護者会 会長	田代 千靖	
(1)」とものが設合	地域サロン「きんさい家」 代表	前田 真奈美	
	東広島市PTA連合会 会長	大場 由美子	
	東広島市保育連盟 会長 (西条東保育所 所長)	西川 和子	
	東広島市私立幼稚園協議会 代表 (認定こども園さざなみの森 園長)	難波 元實	保育部会長
(O) 7 4 7 7 7	基幹型子育て支援センター コーディネーター	伊藤京子	
(2)子ども・子育て 支援に関する事業 に従事する者	青少年育成市民会議 副会長	玉川 雅彦	
に似争りる日	いきいきこどもクラブ 指導員	鍋原 千鶴	
	NPO 法人 子育てネットゆめもくば 副理事長	加地 純子	
	広島新生学園 理事長・園長	上栗 哲男	
(の)フドナ・フ奈ブ	広島大学大学院教育学研究科 教授	青木 多寿子	
(3)子ども・子育て 支援に関し学識経 験のある者	広島大学大学院教育学研究科 教授	七木田 敦	会長 計画策定部会長
	広島国際大学看護学部 准教授	藤本 千里	
	連合広島賀茂豊田地域協議会 事務局次長	高田 淳	
	東広島商工会議所 女性会 会長	中村 恵子	
	東広島市民生委員児童委員協議会 会長	貞森 良範	
(4)その他市長が必	東広島地区医師会 小児保健・学校保健担当理事 (こどもクリニック八本松 理事長)	杉原 雄三	副会長
要と認める者 	東広島市社会福祉協議会 豊栄支所長	四通田 仁	
	東広島警察署 生活安全課長	芳岡 泰浩	
	東広島市 副市長	槇原 晃二	
	東広島市教育委員会教育長	下川 聖二	

3 計画策定部会及び保育部会の設置について

平成26年7月1日現在

1 部会の設置

東広島市子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づき、子ども・子育て会議 に、以下のとおり、部会を設置し、会長が指名する委員又は専門委員で組織する。

(1) 計画策定部会

◎七木田 敦 広島大学大学院教育学研究科 教授

大場 由美子 東広島市PTA連合会 会長

伊藤 京子 基幹型子育て支援センター コーディネーター

加地 純子 NPO 法人 子育てネットゆめもくば 副理事長

(2) 保育部会

◎難波 元實 東広島市私立幼稚園協議会 代表

田代 千靖 郷田保育所保護者会 会長

松村 真里 幼稚園児の保護者(緑ヶ丘幼稚園)

前田 真奈美 地域サロン「きんさい家」代表

西川 和子 東広島市保育連盟 会長

鍋原 千鶴 いきいきこどもクラブ 指導員

○:部会長

2 所掌事務

各部会では、以下の事務を処理する。

(1)計画策定部会

- ・子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること
- 教育・保育・子育て支援に関するニーズ調査の内容に関すること

(2) 保育部会

- 教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」、確保方策に関すること
- 保育の必要性、施設型給付*の確認基準に関すること
- ・地域型保育事業の認可基準に関すること
- ・放課後児童健全育成事業の基準に関すること

4 子ども・子育て支援事業計画の策定経緯

【平成 25 年度】

	年月日	会議開催等	協議内容等
平成25年	10月1日	子ども・子育て会議の 設置	○委員 22 人の委嘱・任命
	11月14日	子ども・子育て会議 (第 1 回)	○会長・副会長の選出○本市の子ども・子育て支援に関する現状について○子ども・子育て支援新制度に向けた取り組み
	12月3日	計画策定部会(第1回)	〇二ーズ調査の内容検討
	12月12日~12月25日	ニーズ調査の実施	〇就学前児童・小学生の保護者を対象として、教育・保育・子育て支援に関するニーズ調査を実施
	1月23日	保育部会(第1回)	〇子ども・子育て支援給付の概要と本市の 取り組み
平成26年	3月7日	計画策定部会(第2回)•保育部会(第2回) 合同会議	〇二ーズ調査の結果報告 〇東広島市子ども・子育て支援事業計画の 骨子の検討
	3月27日	子ども・子育て会議 (第2回)	〇二ーズ調査の結果報告 〇東広島市子ども・子育て支援事業計画の 骨子の決定

【平成 26 年度】

	年月日 会議開催等		協議内容等
	5月29日	保育部会(第3回)	○確保施策について ○各種基準について
	6月25日	計画策定部会(第3回)	〇子ども・子育て支援事業計画の策定に向け た検討
	7月17日	子ども・子育て会議 (第3回)	〇各種基準について
平成26	7月31日	計画策定部会(第4回)	〇子ども・子育て支援事業計画の策定に向け た検討
‡ 	18月7日 【保食部会(第4回) 【		○量の見込みと確保方策について ○利用者負担について
	8月12日	計画策定部会(第5回)・保育部会(第5回)。合同会議	○量の見込みと確保方策について ○子ども・子育て支援事業計画(案)の検討
	8月28日	子ども・子育て会議 (第 4 回)	〇子ども・子育て支援事業計画(案)の中間 とりまとめ

	年月日 会議開催等		協議内容等
	9月12日	保育部会(第6回)	○新制度に向けての広報・周知活動 ○利用者負担について
平成	11月4日 ~11月28日	パブリックコメントの 実施	〇中間とりまとめ(案)について、市民から 意見を募集
26 年	11月27日	保育部会(第7回)	〇保育の必要性の認定基準について
	12月25日	保育部会(第8回)	○新年度利用者負担金について ○2号・3号認定に係る短時間利用の運用 について
平成	1月19日	計画策定部会(第6回)•保育部会(第9回)合同会議	〇子ども・子育て支援事業計画(案)の検討
27 年	2月12日	子ども・子育て会議 (第5回)	〇子ども・子育て支援事業計画(案)の最 終確定

5 パブリックコメントの実施結果概要

(1)目的

平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けて、「東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、計画(案)に対し幅広く市民から意見を伺うため、意見公募(パブリックコメント)を実施した。

(2) 実施期間

平成 26 年 11 月 4 日~平成 26 年 11 月 28 日

(3) 閲覧・周知方法

ア 市役所こども家庭課、各支所、各出張所、各地域センター、各生涯学習センター、各図書館、総合福祉センター、各地域福祉センター、各福祉センターでの閲覧 (市内 64 か所)

イ 市ホームページへの掲載

(4)意見提出者数

4名

(住所) 西条町 2 名、黒瀬町 1 名、志和町 1 名

(年齢) 30代2名、40代1名、50代1名

(性別)女性4名

(5) 意見提出件数

5件

(内訳)

- ・乳幼児等医療費助成について 1件
- 子育て支援のあり方について 1件
- ・放課後児童クラブ*について 2件
- ・小学生の遊び場の保障について 1件

(6) 結果の公表

市ホームページへの掲載により実施。

公表期間:平成27年2月13日~平成27年3月12日

6 用語解説

	用語	内容
あ行	育児休業	労働者が会社に申し出ることで、子どもが 1 歳になるまでの間 で希望する期間、育児のために休業できる制度。
か行	 核家族世帯 	夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯(ひとり親と未婚の子どもから成る世帯も含む)。
	家庭的保育	主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で行う保育。
	看護休暇	労働者が小学校就学前の子どもの病気やけがの看病をするために休暇を取ることができる制度。年次有給休暇とは別に年間 5日まで取得できる。
	キャリア教育	子ども一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。
	教育•保育施設	認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所の総称。
	 合計特殊出生率 	1 人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表す数値。15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計して算出する。
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭 等に対する育児不安等についての相談・指導を行うとともに、子 育てサークル等の育成を通して、子育て家庭のネットワークづく りを支援する施設。
	子ども・子育て関連 3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
	子ども・子育て支援 法	すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする、 新たな施設型給付・地域型保育給付の創設、必要な財源に関する 包括的かつ一元的な制度の構築、地域の子ども・子育て支援の充 実に関する法(平成 24 年法律第 65 号)。

	用語	内容
さ行	次世代育成支援対策 推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目的とする、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的な推進に関する法(平成 15 年法律第 120 号)。 平成 17 年度から 26 年度まで 10 年間の時限立法だったが、事業主に策定を義務づけた行動計画の取り組みを継続して推進するため、平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間延長されることが決定された。
	施設型給付	教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)を通じた共通の給付。
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設の一種。児童の遊びを指導する児童厚生員が配置されている。
	児童虐待	保護者などが子どもの身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないこと。なぐる・けるなど暴力を加える身体的虐待、言葉による脅かし・面前での DV などの心理的虐待、性的虐待、 ネグレクト (育児放棄・怠慢)、の 4 つのタイプがある。
	児童相談所	児童福祉法に基づき、児童福祉に関する相談、調査・判定、指導・ 一時保護などの業務を行う都道府県の機関。東広島市は、広島県 西部こども家庭センターの管轄となる。
	社会保障と税の一体改革	少子高齢化等を踏まえ、社会保障の充実・安定のための社会保障 改革と、その財源の安定的確保や財政健全化を実現する税制抜本 改革を一体的に行う取り組み。
	周産期医療	ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、その他の産科医療及びハイ リスク新生児の集中治療、管理などの新生児医療の総称。
	出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合。一般に、人口 1000 人 当たりの 1 年間の出生児数の割合をいう。
	小規模保育	主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で行う保育。
	食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を 実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を行う ための学習等の取り組み。
	親族世帯	2人以上の世帯員から成る世帯うち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
	その他の親族世帯	2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいる世帯で核家族でない世帯。
た行	単独世帯	世帯人員が 1 人の世帯。
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。
	デートDV	高校生や大学生などの恋人間における暴力。

用語		内容
は行	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、 その症状が通常低年齢において発現するもの。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除くこと。
	非親族世帯	2人以上の世帯人員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯。
	放課後子供教室	全ての小学生を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を定期的に設ける事業。地域住民や学生の協力を得て、スポーツや文化活動の体験、地域住民との交流等を行う。
	放課後児童クラブ	共働き家庭等の小学生を対象として、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。実施基準に基づき、専用施設に指導員を配置しており、月曜日から土曜日まで週 6日の利用が可能。
ま行	・ 未婚率 人口に対する未婚者(まだ結婚をしたことのない人)の割合。	
や行	要保護児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童。
	幼保連携型認定こど も園	内閣府が所管する、幼児教育・保育を一体的に提供する施設で、 学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。
ら行	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・ 指導を行い、障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上 を図ること。
	労働力率	15歳以上の人口に占める労働力人口の比率。労働可能人口のうち働く意志のある人(就業している人及び求職活動をしている人)の割合。
わ行	ワーク・ライフ・バ ランス	個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。